個　人　情　報　保　護　制　度

Ⅰ　個人情報保護制度のあらまし

1　個人情報保護制度の趣旨

本県では、個人の権利利益の保護と県政の適正な運営に資することを目的として、平成13年10月に「栃木県個人情報保護条例」を施行し、県が保有する個人情報の適正な取扱いに努めてきました。その後、個人情報保護の意識の高まりを背景とした個人情報保護法等の成立などを踏まえ、個人情報の一層適正な取扱いを確保するため、平成17年３月に条例の改正を行い、利用停止請求権や職員に対する罰則に関する規定を設ける（平成17年10月施行）とともに、公安委員会及び警察本部長を実施機関に加えました（平成18年４月施行）。

現行条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、県の実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利を明らかにすることにより、県政の適正な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的としています。

2　個人情報保護制度の概要

（１）実施機関

個人情報保護制度を実施する機関は、次のとおりです。（第２条第１項）

知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会及び内水面漁場管理委員会

（２）個人情報

個人情報とは、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいいます。（第２条第２項）

個人に関する情報とは、思想、信条、信仰、趣味等に関する情報、職業、資格、学歴、経歴等に関する情報、収入、財産状態等に関する情報、健康状態、病歴等に関する情報、婚姻の有無、家族構成等に関する情報など個人に関するすべての情報をいいます。

（３）保有個人情報と個人情報ファイル

保有個人情報とは、公文書に記録された個人情報をいい、個人情報ファイルとは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、電子計算機処理等により保有個人情報が検索できるよう体系的に構成されたものをいいます。（第２条第４項、第５項）

（４）実施機関が取り扱う個人情報の保護

ア　個人情報取扱事務の登録

実施機関は、個人情報取扱事務について、事務の名称、目的、収集先、個人情報ファイル等を記載した個人情報取扱事務登録簿を作成し、一般の閲覧に供しなければなりません。（第５条第１項）

イ　収集の制限

・目的による制限

実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければなりません。（第６条第１項）

・種類による制限

実施機関は、法令の規定に基づいて収集するときなど一定の場合を除き、思想、信条及び信教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報を収集してはなりません。（第６条第２項）

・方法による制限

実施機関は、法令等の規定に基づいて収集するときなど一定の場合を除き、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければなりません。（第６条第３項）

ウ　利用及び提供の制限

実施機関は、本人の同意に基づいて提供するときなど一定の場合を除き、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために当該実施機関内で利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはなりません。（第７条）

エ　オンライン結合の制限

実施機関は、法令の規定に基づいて結合するときなど一定の場合を除き、電気通信回線を用いた電子計算機その他の情報機器の結合により、保有個人情報を実施機関以外のものに提供してはなりません。（第９条）

オ　適正管理

実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要な範囲内で、その保有する個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めなければなりません。

また、実施機関は、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければなりません。

なお、実施機関は、保有する必要のなくなった個人情報を確実かつ速やかに消去しなければなりません（第１０条）

カ　委託等に伴う措置

実施機関は、個人情報を取り扱う事務を実施機関以外の者に委託するときは、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければなりません。

また、実施機関から個人情報を取り扱う事務の委託を受けた者は、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければなりません

なお、指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合も同様の取扱いとなります。（第１２条）

（５）保有個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利

ア　開示請求

県民に限らず、外国人を含むすべての自然人は、実施機関が保有する自己の保有個人情報を開示請求することができます。（第１３条第１項）

また、未成年者又は成年後見人の法定代理人は、本人に代わって開示請求することができます。（第１３条第２項）

なお、開示請求をしようとする者は、自己が本人又はその法定代理人であることを証明するために必要な書類を提出し、又は提示しなければなりません（第１４条第２項）

イ　開示義務

実施機関は、開示しようとする保有個人情報に本人以外の個人に関する情報が含まれるとき、保有個人情報を開示することにより法人等の権利利益を侵害するおそれがあるとき、行政機関の適正な事務の執行に支障を及ぼすおそれがあるときなどを除き開示しなければなりません。（第１５条）

ウ　開示決定等の期限

実施機関は、開示請求があった日から１４日以内に開示等の決定をしなければなりません。ただし、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、４６日以内に限り開示決定の期限を延長することができます。（第２０条）

エ　訂正請求

条例の規定により開示を受けた自己の保有個人情報に事実の誤りがあると認めるときは、実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正の請求をすることができます。（第２７条第１項）

実施機関は、訂正請求があった日から３０日以内に訂正等の決定をしなければなりません。ただし、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、３０日以内に限り訂正決定の期限を延長することができます。（第３１条）

オ　利用停止請求

条例の規定により開示を受けた自己の保有個人情報の取扱いが不適切であると認めるときは、当該保有個人情報の利用の停止、提供の停止又は消去の請求をすることができます。（第３５条第１項）

実施機関は、利用停止請求があった日から３０日以内に利用停止等の決定をしなければなりません。ただし、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、３０日以内に限り利用停止訂正決定の期限を延長することができます。（第３９条）

カ　不服申立て

実施機関が行った開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に対して不服のあるものは、処分をした実施機関に対して不服申立てをすることができます。

不服申立てを受けた実施機関は、却下等をする場合を除き、速やかに、栃木県個人情報保護審議会に諮問し、同審議会の答申を受けて不服申立てに対する裁決又は決定をすることになります。（第４１条）

（６）出資法人等の個人情報の保護

県が出資又は継続的な財政的援助を行う法人で実施機関が定めるものは、その取り扱う個人情報の保護のため必要な措置を講ずるよう努めるものとしました。また、実施機関は、出資法人等が取り扱う個人情報の保護のため必要な措置を講ずるものしています。（第４７条）

（７）職員等に対する罰則

実施機関の職員等が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記載された個人情報ファイルを提供したときや保有個人情報を提供したときや保有個人情報を

自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときなどは、処罰されることになります。（第５８条、第５９条、第６０条）

Ⅱ　個人情報保護制度の利用状況

1　請求等の件数（簡易開示の請求は除く。）

平成２０年度における請求等の件数は、開示請求について３１件があり、訂正請求及び利用停止請求については、請求がありませんでした。

表－１　受付機関別による請求等の内訳　（単位：件）

請求の区分		平成２０年度			平成１９年度		
		開示請求	訂正請求	利用停止請求	開示請求	訂正請求	利用停止請求
本庁	県民プラザ	9	－	－	5	1	－
	各課局室	8	－	－	3	－	－
	警察情報公開窓口	1	－	－	2	－	－
出先	県南県民センター	－	－	－	－	－	－
	県北県民センター	－	－	－	－	－	－
	各出先機関	１３	－	－	9	－	－
合計		３１	－	－	１９	1	－

（注）１　利用停止請求については、請求等がなかったため、以下省略します。
　　２　県民プラザ：平成１９年１２月末までは情報公開相談室

2　請求者の内訳

開示請求者の内訳については、本人からの請求が２８件、法定代理人からの請求が３件ありました。なお、その他の者からの請求はありませんでした。

表－２　請求者の内訳　（単位：件）

区分	平成２０年度		平成１９年度	
	開示請求	訂正請求	開示請求	訂正請求
本人	２８	－	１９	1
法定代理人	3	－	－	－
その他	－	－	－	－
合計	３１	－	１９	1

（注）「その他」は、開示請求権を有しない者からの請求です。

３　開示請求に対する決定等の状況

(1)　対象公文書数及び決定等の内訳

開示請求があった３１件に対する対象公文書数は７８件であり、この対象公文書７８件に係る決定等の内訳については、開示が３９件、部分開示が２５件、非開示が１２件、却下が２件でした。

表－３　請求に対する決定等の状況　（単位：件）

年　度	請　　求	公文書数	開　　示	部分開示	非 開 示	却　下	取 下 げ
Ｈ２０	３１	７８	３９	２５	１２	２	－
Ｈ１９	１９	６９	３５	３１	３	－	－
Ｈ１８	１９	１６０	５	１４４	２	９	－
Ｈ１７	１３	２４	７	１５	２	－	－
Ｈ１６	９	４７	３７	１０	－	－	－
Ｈ１５	２２	２９	１５	９	５	－	－
Ｈ１４	１４	４０	１６	１８	６	－	－
Ｈ１３	１２	１０１	５６	１４	３１	－	－
累　計	１３９	５４８	２１０	２６６	６１	１１	－

(2)　対象公文書数の実施機関別内訳

開示請求に対する実施機関別の対象公文書数の内訳は、表－４のとおりです。

知事に関するものが６１件、教育委員会に関するものが１０件、人事委員会に関するものが３件、警察本部に関するものが３件でした。知事に関するものを部局別にみると、県土整備部が３３件と最も多く、以下保健福祉部１６件、経営管理部５件となっています。

表－４　実施機関別内訳　（単位：件）

区分		平成２０年度	平成１９年度
知事	総合政策部	1	－
	経営管理部	5	１３
	県民生活部	－	－
	環境森林部	1	－
	保健福祉部	１６	3
	産業労働観光部	4	２０
	農政部	2	8
	県土整備部	３３	1
	会計局	－	－
	企業局	－	－
	計	６２	４５
議会		－	－
教育委員会		１０	－
選挙管理委員会		－	－
人事委員会		3	8
監査委員		－	－
公安委員会		－	－
警察本部長		3	１６
労働委員会		－	－
収用委員会		－	－
内水面漁業管理委員会		－	－
合計		７８	６９

(3)　対象公文書数の実施機関別内訳

開示請求による対象公文書の写しの交付件数は６２件であり、これに対する写しの交付枚数は１５６枚でした。

表－５　写しの交付

区　　分	平成２０年度	平成１９年度
	開示請求	開示請求
交　付　件　数	６２	６６
交　付　枚　数	１５６	３１６

４　訂正請求に対する対象公文書数及び決定等の状況

訂正請求については、平成２０年度は、請求がありませんでした。

表－６　訂正請求に対する決定等の状況　（単位：対象公文書件数）

区　　分		平成２０年度	平成１９年度
		訂 正 請 求	訂 正 請 求
決定	訂　　正	－	－
	部 分 訂 正	－	－
	非　訂　正	－	4
合　　計		－	4

5　不服申立ての状況

実施機関の処分に対する不服申立てについては、５件ありました。処理状況は、表－７及び表－８のとおりです。

表－７

不服申立て件数	審議会に諮問された件数			その他	不服申立てに対する決定等の状況				
	審議中	答申	取下げ		認容	一部認容	棄却	却下	取下げ
５件 （５）	－件	５件	－件	－件	－件	２件 （２）	３件 （３）	－件	－件

（注）（　）の数は、前年度からの繰越件数で、内数である。

表－８

番号	不服申立ての事案	実施機関	不服申立て年月日	栃木県個人情報保護審議会			決定等の状況	
				諮問年月日	答申年月日	答申内容	年月日	内容
1	電話記録書の部分開示決定	知事	19．8.27	19．9.12	20．4.17 (第1号)	一部は開示すべきである。	20．5.15	一部認容（答申のとおり）
2	復命書の部分開示決定	知事	19.10.18	19.10.25	20．4.17 (第1号)	実施機関の決定は妥当である。	20．5.15	棄却（答申のとおり）
3	駐車場監視カメラのＤＶＤの非開示決定	警察本部長	19.12．8	20．1.24	20．7.18 (第2号)	実施機関の決定は妥当である。	20．7.30	棄却（答申のとおり）
4	第三者からの意見書等の部分開示決定	知事	20．2．3	20．2.27	20.10.21 (第3号)	一部を除き開示すべきである。	20.11.12	一部認容（答申のとおり）
5	電話記録書及び復命書の非訂正決定	知事	20．2．4	20．2.27	20.11.13 (第4号)	実施機関の決定は妥当である。	20.12.11	棄却（答申のとおり）

6　簡易開示の対象試験等及び開示件数

県が行う各種資格試験や入学試験等の得点や順位など、県の実施機関があらかじめ定めた個人情報について、口頭により開示請求をすることができる簡易開示制度を定めています。この実施した試験等の数は表－９のとおり３９試験であり、開示件数は、知事が１，９４９件、教育委員会が７，４８５件、人事委員会が３０２件となっています。

表－９　実施機関別内訳　（単位：件）

区分		平成２０年度			平成１９年度		
		対象試験等数	実施試験等数	件数	対象試験等数	実施試験等数	件数
知事	総合政策部	－	－	－	－	－	－
	経営管理部	３	２	１０	２	１	－
	県民生活部	－	－	－	－	－	－
	環境森林部	１	１	－	１	１	－
	保健福祉部	１５	１３	１，８３０	１４	９	１，９７９
	産業労働観光部	７	７	１０４	６	５	３５
	農政部	８	６	５	９	７	－
	県土整備部	－	－	－	－	－	－
	会計局	－	－	－	－	－	－
	企業局	－	－	－	－	－	－
	計	３４	２９	１，９４９	３２	２３	２，０１４
議会		－	－	－	－	－	－
教育委員会		２	２	７，４８５	２	２	７，３２７
選挙管理委員会		－	－	－	－	－	－
人事委員会		８	８	３０２	８	８	２５１
監査委員		－	－	－	－	－	－
公安委員会		－	－	－	－	－	－
警察本部長		－	－	－	－	－	－
労働委員会		－	－	－	－	－	－
収用委員会		－	－	－	－	－	－
内水面漁場管理委員会		－	－	－	－	－	－
合計		４４	３９	９，７３６	４２	３３	９，５９２

（注）対象試験等数は、口頭などの方法により本人へ開示する個人情報について、実施機関があらかじめ定めたものである。

※　詳細については、Ⅲ資料（個人情報保護制度）２簡易開示の実施項目と請求件数参照

7　個人情報取扱事務登録の件数

実施機関は、個人の氏名、生年月日など当該個人情報を検索し得る状態で個人情報が記録された公文書を使用する事務について、その名称、目的及び個人情報の取扱い状況を個人情報取扱事務登録簿として作成し、一般の閲覧に供しなければなりません。

この個人情報取扱事務登録簿の実施機関別の件数は、表－１０のとおりであり、知事部局が８５８件で最も多く、以下警察本部１３８件、教育委員会８８件となっています。

表－１０　実施機関別内訳

区分		平成２０年度	平成１９年度
知事	総合政策部	３１	３０
	経営管理部	５８	５６
	県民生活部	８０	７２
	環境森林部	１１９	１１４
	保健福祉部	２６２	２６６
	産業労働観光部	８５	８１
	農政部	１０４	１２０
	県土整備部	１０３	１０３
	会計局	8	8
	企業局	8	8
	計	８５８	８５８
議会		5	5
教育委員会		８８	８５
選挙管理委員会		２３	１９
人事委員会		7	8
監査委員		4	4
公安委員会		4	4
警察本部長		１３８	１３７
労働委員会		１１	１１
収用委員会		3	3
内水面漁場管理委員会		4	4
合計		１，１４５	1，１３８

8　個人情報保護審議会の運営状況

平成20年度における個人情報保護審議会は、第24回から第29回までの計６回開催されました。

回　　数	開催日	審　　議　　事　　項	備　　考
第２４回	20.４.18	駐車場監視カメラのＤＶＤに関する保有個人情報非開示決定に係る審査請求について	審議
		第三者からの意見書等に関する保有個人情報部分開示決定に係る異議申立てについて	審議（経過等説明）
		電話記録書及び復命書に関する保有個人情報非訂正決定に係る異議申立てについて	審議（経過等説明）
第２５回	20.５.16	実施機関が取り扱う個人情報の適用除外事項に係る意見聴取について	実施機関の職員からの意見聴取及び審議
		駐車場監視カメラのＤＶＤに関する保有個人情報非開示決定に係る審査請求について	審議
		第三者からの意見書等に関する保有個人情報部分開示決定に係る異議申立てについて	実施機関の職員からの意見聴取及び審議
		電話記録書及び復命書に関する保有個人情報非訂正決定に係る異議申立てについて	実施機関の職員からの意見聴取及び審議
第２６回	20.６.27	電話記録書及び復命書に関する保有個人情報非訂正決定に係る異議申立てについて	異議申立人の口頭意見陳述及び審議
		第三者からの意見書等に関する保有個人情報部分開示決定に係る異議申立てについて	審議
		実施機関が取り扱う個人情報の適用除外事項に係る意見聴取について	実施機関の職員からの意見聴取及び審議
		駐車場監視カメラのＤＶＤに関する保有個人情報非開示決定に係る審査請求について	審議 20.７.18　答申

回　　数	開催日	審　　議　　事　　項	備　　考
第２７回	20.７.18	実施機関が取り扱う個人情報の適用除外事項（建築行政共用データベースシステムによるオンライン結合）に係る意見聴取について	実施機関の職員からの意見聴取及び審議
		実施機関が取り扱う個人情報の適用除外事項（公益認定等総合情報システムによるオンライン結合）に係る意見聴取について	審議
		第三者からの意見書等に関する保有個人情報部分開示決定に係る異議申立てについて	審議
		電話記録書及び復命書に関する保有個人情報非訂正決定に係る異議申立てについて	審議
第２８回	20.９.５	実施機関が取り扱う個人情報の適用除外事項（教員免許管理システムによるオンライン結合）に係る意見聴取について	実施機関の職員からの意見聴取及び審議
		第三者からの意見書等に関する保有個人情報部分開示決定に係る異議申立てについて	審議 20.10.21　答申
		電話記録書及び復命書に関する保有個人情報非訂正決定に係る異議申立てについて	審議
第２９回	20.10.24	住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の利用状況等について	報告
		実施機関が取り扱う個人情報の適用除外事項（教員免許管理システムによるオンライン結合）に係る意見聴取について	審議
		電話記録書及び復命書に関する保有個人情報非訂正決定に係る異議申立てについて	審議 20.11.13　答申

Ⅲ 資 料（個人情報保護制度）

1 開示請求の内訳

番号	請求月日	担当部局名	請求内容	公文書件数	決定内容	非開示理由	備考
1	5/14	人事委員会事務局	平成19年度警察官採用試験の私の種目別得点、総合得点、総合順位	1	開示		閲覧のみ
2	5/18	経営管理部	①個人情報保護審議会の答申を尊重せず開示しなくても良いとされる根拠規定、また、具体的な開示の回答期限がないことを証明する規定 ②個人情報保護審議会から修正すべき旨の答申が出た場合、答申を尊重せず修正しなくても良いとされる根拠規定、また、具体的な回答期限がないことを証明する規定	1	非開示	不存在	
3	5/19	産業労働観光部	個人情報保護審議会の答申を受けての、開示予定日が分かるもの	1	部分開示	②③⑦	写３枚
			個人情報保護審議会の答申を受けての、開示が停滞している理由、開示されない場合の答申に反してまで開示を拒否する理由、開示されない場合の開示を求める手続き	1	非開示	不存在	
4	5/20	教育委員会事務局	別紙刀剣の所有者として私が登録され、所有者が私から移転していることが記載されている登録原票	1	部分開示	②	写１枚
5	6/20	人事委員会事務局	平成19年度警察官採用試験の私の種目別得点、総合得点、総合順位	1	開示		写１枚
6	8/6	教育委員会事務局	私の養護学校在学時の心身障害の状態が分かる記録	1	開示		写１枚
7	8/11	人事委員会事務局	平成20年度警察官採用試験の私の種目別得点、総合得点、総合順位	1	開示		閲覧のみ
8	9/4	保健福祉部	本人の療育手帳の手続きにかかる記録一式	2	開示		写９枚
9	9/26	保健福祉部	私の特定疾患医療受給者証交付申請書の臨床調査個人票	1	部分開示	②	写２枚
10	10/14	警察本部長	精神保健指定医が栃木県警察に私を「自傷他害のおそれのある精神障害者」とする通報を行った記録	1	非開示	不存在	
11	10/14	警察本部長	栃木県警察が私を「自傷他害のおそれのある精神障害者」と認定している記録	1	非開示	不存在	
12	10/20	警察本部長	私が平成20年○月に警察本部に行った相談に関する記録	1	部分開示	②	写１枚

番号	請求月日	担当部局名	請求内容	公文書件数	決定内容	非開示理由	備考
13	11/21	保健福祉部	①　がんセンター勤務医・精神保健指定医から保健所へ、私について「自傷他害のおそれのある精神障害者」又は「精神障害者」である旨の申請・通報・依頼がある記録 ②　がんセンター勤務医・精神保健指定医から保健所へ、私の内偵情報として、私の精神神経科の診断書が提出存在する記録 ③　私の精神保健福祉手帳が発行されている記録	1	非開示	不存在	
14	11/21	教育委員会	高校教育課人事係へ私の診断書が提出された記録	1	非開示	不存在	
15	11/21	総合政策部	「住民基本台帳事務における支援措置申出書」において、私がストーカーであるとの記録	1	非開示	不存在	
16	12/8	経営管理部	私の氏名で栃木県に登録されている保有個人情報一切の文書	1	却下		
17	12/15	産業労働観光部	平成20年度栃木県地域限定通訳案内士試験の私の解答用紙（外国語を除く）	1	開示		写３枚
18	12/16	経営管理部	第○回個人情報保護審議会議事記録に記録された本人の意見陳述の記録	1	部分開示		写２枚
		経営管理部	平成19年○月○日に人事課課長補佐と話した電話記録書	1	非開示	不存在	
		産業労働観光部	訂正決定理由書に記載されている「内容が難解、長時間又は一方的に多くの主張がある場合など」との表現に該当する電話記録書	1	非開示	不存在	
19	1/3	農政部	土地改良区に関し請求者が署名押印した書類	2	開示		写２枚
20	1/7	保健福祉部	保育園で死亡した子に関するすべての文書	2	開示		写８枚
				1	部分開示	②	
21	1/22	県土整備部	国道○号国庫補助交通安全施設工事に関する本人との用地交渉日時及び内容を特定できる文書	19	開示		写４５枚
				14	部分開示	②③⑦	
22	1/26	保健福祉部	平成20年○月○日、私の自宅にて薬務課から説明があった、私に関する調査結果	1	開示		写１枚
23	1/27	保健福祉部	請求者に保護義務者がいるとの記録、請求者が保安処分（保護）の対象となっているとの記録等	1	非開示	不存在	

番号	請求月日	担当部局名	請求内容	公文書件数	決定内容	非開示理由	備考
24	1/29	教育委員会	私の県立学校教頭試験の採点後の答案	1	部分開示	④⑦	写３枚
			試験にかかわる校長による勤務実績報告	1	非開示	不存在	
25	2/20	経営管理部	私の氏名で栃木県に登録されている保有個人情報一切の文書	1	却下		
26	3/6	保健福祉部	栃木健康福祉センターで保有する本人に関する一切の文書	1	非開示	不存在	
27	3/6	保健福祉部	県南健康福祉センターで保有する本人に関する一切の文書	5	開示		写４２枚
				1	部分開示	②③④	写６枚
28	3/12	教育委員会	子の平成21年度栃木県立高等学校入学者選抜学力検査の解答用紙	1	部分開示	④	写７枚
			子の平成21年度栃木県立高等学校入学者選抜学力検査の中学校からの調査書	1	開示		写１枚
29	3/13	教育委員会	子の平成21年度栃木県立高等学校入学者選抜学力検査の解答用紙	1	部分開示	④	写７枚
30	3/24	環境森林部	平成20年○月及び○月に特定の分譲地不法投棄に関する復命書添付の写真	1	開示		写３枚
31	3/26	教育委員会	平成21年度栃木県立高等学校入学者選抜学力検査の解答用紙	1	部分開示	④	写７枚
			平成21年度栃木県立高等学校入学者選抜学力検査の中学校からの調査書	1	開示		写１枚
計　３１件			本人請求　２８件 法定代理人請求　３件	７８件 (うち不存在１２件)	開示39件 部分開示 25件 非開示12件 却下　2件		写１５６枚

（凡例）
非開示理由は、栃木県個人情報保護条例第15条の当該号を表す。
① 法令秘情報
② 本人以外の個人に関する情報
③ 法人等に関する情報
④ 評価又は判断に関する情報
⑤ 審議、検討又は協議に関する情報
⑥ 事務又は事業に関する情報
⑦ 公共の安全と秩序の維持に関する情報
⑧ 未成年者に関する情報

※公文書が不存在の場合は、対象公文書数１件と計上している。

2　簡易開示の実施項目と請求件数

番号	事務の名称	請求件数	開示開始日	開示場所	備　　考
1	栃木県技術員採用選考	－	－	人事課	平成20年度は実施せず
2	栃木県産休・育休代替職員任用候補者登録試験	10	1次H20.20.3 2次H20.11.4	〃	
3	行政書士試験	0	H21.1.26	文書学事課	
4	狩猟免許試験	0	第1回H20.7.18 第2回H20.9.3 第3回H20.12.3	受験した各環境森林事務所又は矢板森林管理事務所	
5	准看護師試験	85	H21.3.9	保健福祉課	
6	栃木県職員（児童自立支援専門員）採用選考候補者選定	0	H20.7.28	〃	
7	栃木県立衛生福祉大学校入学試験（推薦入学試験を除く。）	38	保健看護H21.2.12 歯科技術H21.2.6 臨床検査H21.2.17	衛生福祉大学校	
8	栃木県県南高等看護専門学院入学試験（推薦入学試験を除く。）	5	H21.2.12	県南高等看護専門学院	
9	歯科技工士試験	14	H21.3.12	医事厚生課	
10	栃木県職員（看護師）選考候補者選定	1	H20.10.8	〃	
11	栃木県一般任期付職員（ドクターバンク医師）採用選考候補者選定	0	H20.12.10	〃	
12	介護支援専門員実務研修受講試験	1,630	H20.12.10	高齢対策課	
13	クリーニング師試験	2	H21.3.4	生活衛生課	
14	調理師試験	25	H20.9.5	〃	
15	製菓衛生師試験	3	H20.9.5	〃	
16	毒物劇物取扱者試験	4	H20.9.10	薬務課	
17	薬種商販売業認定試験	－	－	〃	平成20年度は実施せず
18	薬種商販売業承継者試験	－	－	〃	平成20年度は実施せず
19	登録販売者試験	23	H20.9.17	〃	

番号	事務の名称	請求件数	開示開始日	開示場所	備　　考
20	主任計量者試験	0	第1回H20.8.29 第2回H21.2.5	計量検定所	
21	採石業務管理者試験	1	H20.10.20	工業振興課	
22	砂利採取業務主任者試験	1	H20.11.25	〃	
23	栃木県地域限定通訳案内士試験	30	1次H20.11.14 2次H21.2.6	観光交流課	
24	職業訓練指導員試験	0	H20.8.29	労働政策課	
25	技能検定試験	62	前期（3級）H20.8.27 前期（1級、単一等級、2級）H20.10.3 後期（特級、1級、単一等級、2級、3級）H21.3.17	〃	
26	栃木県立高等産業技術学校（普通課程）入校試験	10	本科部学校長推薦、自己推薦H20.10.17 本科部一般第1回H20.12.5 本科部一般第2回H21.1.16 高等部学校長推薦、自己推薦H21.1.23 高等部一般第1回H21.2.20 高等部一般第2回H21.3.24	受験した各高等産業技術学校	
27	栃木県農薬管理指導士認定試験	0	第1回H20.7.16 第2回H20.11.18	経営技術課	
28	ゴルフ場農薬適正使用士認定試験	0	第1回H20.7.16 第2回H20.11.18	〃	
29	栃木県農業大学校農学部本科一般入学試験	0	前期H21.2.2 後期H21.3.5	農業大学校	
30	栃木県農業大学校農学部研究科一般入学試験	5	H21.2.2	〃	
31	農業機械士認定試験	0	第1回H20.6.26 第2回H20.8.21 第3回H20.9.17 第4回H20.10.2 第5回H20.11.12 第6回H20.12.24	〃	
32	指導農業機械士認定試験	0	H20.9.17	〃	
33	家畜人工授精に関する講習会の修業試験	―	―	畜産振興課	平成20年度は実施せず
34	家畜受精卵移植に関する講習会の修業試験	―	―	〃	平成20年度は実施せず
35	栃木県立中学校入学者選考	356	H21.1.19	受験した県立中学校	
36	栃木県立高等学校入学者選抜（全日制・定時制）	7,129	全日制H21.3.12 定時制H21.3.24	受験した県立高等学校	全日制-7,120件、定時制-9件

番号	事務の名称	請求件数	開示開始日	開示場所	備　　考
37	栃木県職員（大学卒業程度）採用試験	138	1次H20.7.10 2次H20.9.9	人事委員会事務局	
38	栃木県職員（高校卒業程度）採用試験	15	1次H20.10.8 2次H20.11.13	〃	
39	小中学校事務職員（大学卒業程度）採用試験	8	1次H20.7.10 2次H20.9.9	〃	
40	小中学校事務職員（高校卒業程度）採用試験	7	1次H20.10.8 2次H20.11.13	〃	
41	栃木県職員（資格・免許職）採用試験	21	保健師1次H20.7.10 2次H20.9.9 その他1次H20.10.8 2次H20.11.13	〃	
42	栃木県警察官採用試験	110	・大卒第1回及び高卒者等10月採用 第１次試験H20.5.20及びH20.10.10 第2次試験H20.7.29 ・大卒第2回及び高卒者等 第1次試験H20.9.30及びH21.1.23 第2次試験H20.12.4	〃	
43	栃木県警察官（特別区分）採用試験	0	国際　1次H20.10.24 2次は該当なし 武道指導　1次は該当なし 2次H20.12.4	〃	
44	栃木県職員採用選考考査	3	獣医師、犯罪鑑識技術者、少年補導職員 1次H20.7.10 2次H20.9.9 歯科衛生士、言語聴覚士、身体障害者 1次H20.10.8 2次H20.11.13	〃	
合計		9,736			実施39試験

３　栃木県個人情報保護審議会答申

答申第１号
「復命書及び電話記録書の部分開示決定に係る異議申立てに対する決定」についての答申

栃木県個人情報保護審議会

第１　審議会の結論

栃木県知事（以下「実施機関」という。）が、「平成１８年８月３１日の出張に関する復命書（以下「本件復命書」という。）」及び「平成１９年３月１９日の電話（口頭）記録書（以下「本件電話記録書」という。）」に記載されている保有個人情報について、部分開示決定により非開示とした部分のうち、次の部分は開示すべきであるが、その他の部分については、妥当である。

・本件電話記録書の非開示部分のうち、電話をかけた職員自らの対応が記載されている部分

第２　異議申立人の主張要旨

１　異議申立ての趣旨

異議申立人は、実施機関に対し、平成１９年６月２２日付けで栃木県個人情報保護条例（平成１３年栃木県条例第３号。以下「条例」という。）に基づき、「観光交流課における私に関する一切の記録」にかかる保有個人情報について開示請求を行った。

実施機関は、本件開示請求に対して、平成１９年７月６日付けで条例第１９条第１項の規定に基づき開示決定１件及び部分開示決定１件を行い、平成１９年８月２２日付けで部分開示決定１件を行った。

本件異議申立ての趣旨は、これらのうち部分開示決定２件について、その取消しを求めるものである。

２　異議申立ての理由

異議申立人の異議申立書、開示決定等理由説明書に対する意見書及び口頭による意見陳述における主張を要約すると、概ね次のとおりである。

(1)　平成１９年７月６日付け部分開示決定について

ア　部分開示を全部開示にして欲しい。

イ　傷害事件に係る重大な記述がされている可能性がある。

ウ　既に開示された部分には、事実と異なる不当な記述が多数あり、非開示部分についても不当な記述がある可能性が高く、開示されないことにより、不当な記述を修正する機会を奪われることは、適切でない。

エ　「本人に関する評価」が、県民等からの要望や苦情を記録した公文書に必要不可欠なものではなく、開示することにより支障を及ぼすと危惧するのであれば、評価を止めればいいだけのことである。そもそも、人物評価をすること自体が、客観性・必要性がないもので問題である。

オ　開示をしない理由についての説明（どのようなことを想定しているのか。）を、実施機関に何度も求めたが、何度も部分開示決定通知書に記載してある理由のとおりと言うのみで、説明を拒否された。

(2)　平成１９年８月２２日付け部分開示決定について

ア　法人の事故に関する対応方針に係る情報が記録されている部分を全部開示して欲しい。

イ　開示しないことにより、個人の権利利益を侵害しているおそれがある。また、傷害事件に係る重大な記述がなされている可能性がある。

ウ　開示をしない理由についての説明を求めたが、部分開示決定通知書に記載してある理由のとおりと言うのみで、説明を拒否された。異議申立てを行って、審議会を通じて送付された実施機関の開示決定等理由説明書をみて、そこに記載してある理由はあるのかなと思う。

第３　実施機関の主張要旨

実施機関の開示決定等理由説明書及び意見聴取における主張を要約すると、概ね次のとおりである。

１　異議申立ての対象保有個人情報について

本件開示請求に対する保有個人情報について、①「平成１８年８月２３日及び８月３０日の電話口頭記録」、②「平成１８年８月３１日の出張に関する復命書」（以下「本件復命書」という。）及び③「平成１９年３月１９日の電話（口頭）記録」（以下「本件電話記録書」という。）を特定した。

本件復命書には、異議申立人から観光交流課に対して、県内の公園施設において発生した事故（以下「本件事故」という。）に関して、当該施設を管理する公益法人（以下「関係法人」という。）についての苦情及び関係法人の認可取消しを求める要望があったことから、観光交流課職員が関係法人に出張のうえ本件事故に関する状況を聴取した内容等が記載されているほか、関係法人が作成した本件事故に関する経過報告が添付されている。

本件復命書については、異議申立人以外の個人（異議申立人の家族を除く。）に関する情報及び関係法人の事故に関する対応方針に係る情報を非開示とした。

本件電話記録書には、異議申立人から人事課に対して、異議申立人からの電話に対する観光交流課職員の応対が悪い旨の苦情があったことから、当該職員の上司が異議申立人に電話で謝罪した際の応答等が記載されている。

本件電話記録書については、電話をかけた職員による異議申立人の言動及びその雰囲気に関する感想が記載されている部分を非開示とした。

２　本件復命書について

本件復命書に記載された関係法人の本件事故に関する対応方針（以下「本件対応方針」という。）は、条例第１５条第３号イ及びロに該当する。

(1)　条例第１５条第３号イ該当性

ア　本件対応方針は、外部からの主張や要求等に対する対応方針であって、当事者への回答など、実際に何らかの具体的対応を行うまでは、関係法人の組織内部に留め置かれるべき情報であり、かつ、未確定な要素を含む情報であるので、相手方などの当事者を含む外部に出ると混乱を招く情報である。

イ　本件対応方針は、異議申立人に開示されると、異議申立人の関係法人に対する態度をいたずらに硬化させてしまう可能性がある。

(2) 条例第１５条第３号ロ該当性

本件対応方針は、観光交流課職員が、関係法人から事故の状況を聴取した際に任意に提供されたものであって、その際に「開示しない」との条件を明確に確認したかは不明であるが、開示決定等に当たって関係法人に意見照会したところ、本件対応方針を開示することは支障がある旨の回答があったこと、上記(1)のアのとおり、この種の情報は部外秘扱いが一般的と思われることを考えると、条例第１５条第３号ロに該当する。

3　本件電話記録書について

本件電話記録書に記載された異議申立人の言動及びその雰囲気に関する感想が記載されている部分は、本人の評価に類する情報であって、条例第１５条第７号に該当する。

(1)　本件電話記録書に記載された、異議申立人の言動及びその雰囲気に関する感想が記載されている部分は、異議申立人に開示されると、異議申立人の県に対する不満や不信感をいたずらに増幅させる可能性がある。今後、異議申立人と実施機関とが会話を行う機会がある場合に、両者の間に不要な壁を構築し、異議申立人の苦情や要望に対する県の当該法人への対応について、理解を得るための会話の実現を阻害するなど、当該苦情又は要望に対する県の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

(2)　県の業務に関して県民等からの要望や苦情に対し、電話や口頭で担当職員が対応する事務においては、当該対応の状況を適切に記録するとともに、今後の当該県民等への対応の参考に資するため、必要に応じて、本件電話記録書のように、相手方に関する評価に類する情報を記録することがある。

このような場合に、本人の評価に類する情報も開示されることとなると、担当職員において、本人と県との信頼関係を不要に損ねることをおそれて、本来、記録すべき情報を記録することを躊躇し、電話記録書の趣旨を形骸化するおそれがある。

したがって、本件電話記録書の当該非開示部分を開示すると、同種の県民等からの要望や苦情に対応する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

(3)　条例第１５条第４号では「個人の指導、相談、選考その他の個人に対する評価又は判断を伴う事務に関する情報であって、開示することにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非開示情報と規定している。本件事案など県民の要望及び苦情に対応する事務は、必ずしも個人の評価を伴わないことから、当該第４号には該当しないものの、個人の評価又はそれに類する情報が記録されて

いる場合には、当該第４号の規定の趣旨と同様、本人に開示することにより当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある可能性は否定されていない。

第４　審議会の判断理由

１　判断に当たっての基本的な考え方

条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、県の実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利を明らかにすることにより、県政の適正な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的に制定されたものであり、保有個人情報の開示請求については、原則開示の基本理念の下に解釈、運用されなければならない。

当審議会は、この基本的な考え方に立って本件諮問事案を調査審議し、県民等の保有個人情報の開示を求める権利が十分尊重されるよう条例を解釈し、以下のとおり判断するものである。

２　対象保有個人情報

(1)　本件復命書

実施機関は、本件復命書に記載されている保有個人情報について、条例第１５条第２号（本人以外の個人に関する情報）に該当するとして、「異議申立人以外の個人（異議申立人の家族を除く。）に関する氏名等の情報」を非開示とし、同条第３号（法人等に関する情報）に該当するとして、本件対応方針を非開示としている。

なお、異議申立人は、条例第１５条第２号に該当するとして非開示とされた部分については、異議を申し立てておらず、本件異議申立ての対象となる保有個人情報は条例第１５条第３号に該当するとして非開示とされた本件対応方針である。

(2)　本件電話記録書

実施機関は、本件電話記録書に記載されている保有個人情報について、条例第１５条第７号（事務又は事業に関する情報）に該当するとして、「本人の評価に類する情報」を非開示としており、本件異議申立ての対象となる保有個人情報は当該「本人の評価に類する情報」である。

３　具体的な判断

(1)　本件復命書について

ア　条例第１５条第３号の該当性について

条例第１５条第３号では、法人その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人に関する情報であって、同号イ又はロに掲げるものについては、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除き、非開示とすることを定めており、同号イでは、開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものについて、非開示とすることを定めている。

当審議会において、本件復命書に記載されている保有個人情報を見分したとこ

ろ、本件対応方針は、本件事故に関する異議申立人からの苦情に対する関係法人の今後の対応方針であることが認められた。

本件対応方針は、外部からの主張や要求等に対する今後の対応方針として関係法人が意思決定したものであり、相手方に伝えるか否かや、伝えるとした場合の伝える時期及び内容については、関係法人の意思に任せられるべき情報である。このような情報を、第三者である県が一方的に開示することは、関係法人が主体的に行おうとする相手方との交渉等の事務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、関係法人の正当な利益を害するおそれがあるものと認められることから、条例第１５条第３号イに該当するものと判断する。

なお、実施機関は、後日の意見照会による回答があったことをもって、情報提供の際に開示しないとの条件が提示されたものと類推できるとして同号ロにも該当するものと主張しているが、前記のとおり同号イに該当し、同号ロの該当性を論じるまでもなく、条例第１５条第３号に該当するものと判断する。

イ　その他異議申立人の主張について

その他異議申立人は、開示しないことにより、個人の権利利益を侵害しているおそれがある旨や、傷害事件に係る重大な記述がなされている可能性がある旨の主張をしているが、本件復命書はもっぱら実施機関内部で使用する目的で作成されたものであることから、本件対応方針を開示しないことによって、異議申立人のなんらかの権利利益を侵害するおそれがあるものとは認められず、異議申立人の主張は理由があるものとは認められない。

(2)　本件電話記録書について

ア　条例第１５条第７号の該当性について

条例第１５条第７号では、県の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを非開示とすることを定めている。

当審議会において、本件電話記録書に記載されている保有個人情報を見分したところ、実施機関が非開示とした「本人の評価に類する情報」は、異議申立人又は観光交流課職員の発言部分に続けて「（〇〇）」と記載されている２箇所の部分であって、異議申立人の言動について当該電話をかけた職員自らの評価を加えて記載されている部分、又は当該職員が異議申立人との応答の中で受けた異議申立人についての印象あるいは感想が記載されている部分のほか、当該電話をかけた職員自らの対応が記載されているものであった。

異議申立人の言動について評価を加えて記載されている部分及び異議申立人についての印象あるいは感想が記載されている部分は、開示することにより、異議申立人の不信感を増幅させ、異議申立人の要望及び苦情に対して県の対応に理解を求めようとする事務において、事務が長期化し、又は解決困難な状態が生じるなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められ、条例第１５条第７号に該当するものと判断する。

なお、当該電話をかけた職員自らの対応が記載されている部分は、単に客観的事実を記載したものであって、異議申立人も当然に了知している事実であること

から、開示することにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとは認められず、条例第１５条第７号に該当しないものと判断する。

イ　その他異議申立人の主張について

その他異議申立人は、非開示部分についても不当な記述がある可能性が高く、開示されないことにより、不当な記述を修正する機会を奪われる、本人に関する評価は県民等からの要望や苦情を記録した文書に必要不可欠なものではなく、人物評価をすること自体が、客観性・必要性がないもので問題である旨の主張をしている。

なるほど、開示されない部分があることによって、訂正請求により訂正を求めうる範囲及び訂正方法が一定の制約を受けることは否定することはできず、また、県民等の苦情や要望に対する県の事務において、必ずしも相手方についての評価や印象を記録する必要があるとはいえないところであって、異議申立人の主張には十分に留意する必要があるところである。

しかしながら、これらの事務においても、個別事案の内容によっては、相手方についての評価や印象等を記録する必要があることも否定できないものである。また、本件電話記録書がもっぱら実施機関内部で使用する目的のために作成されたものであることを勘案すると、異議申立人の言動について評価を加えて記載されている部分及び異議申立人についての印象あるいは感想が記載されている部分については、当該記載があることや、当該部分を開示しないことによって、異議申立人のなんらかの権利利益を侵害するおそれがあるものとは認められず、異議申立人の主張は理由があるものとは認められない。

(3)　その他

本件事案の審議において、今後、県民等からの苦情や要望を記録する際に、相手方の評価や印象に関する情報を記録しようとする場合においては、当該情報を記載する必要性を十分に検討するとともに、その必要性がある場合には、その表現についても慎重に検討するべきではないかとの議論があった旨、申し添えるところである。

なお、本件事案については、５に示すとおり、平成１９年９月１２日付け及び平成１９年１０月２５日付けでそれぞれ諮問があったところであるが、いずれも異議申立人からの同一の保有個人情報開示請求に係る事案であることから、これらの諮問について併合して審議を行ったところであり、本答申は、これらの諮問について併合して答申するものである。

４　結論

以上のことから、当審議会は冒頭の「第１　審議会の結論」のとおり判断する。

5　審議会の処理経過

審議会の処理経過は、次のとおりである。

年　月　日	処　　理　　内　　容
平成19年９月12日	・諮問書（平成19年7月６日付け部分開示決定に対する異議申立てについての諮問）を受理
平成19年10月15日	・諮問庁から開示決定等理由説明書を受理
平成19年10月25日	・諮問書（平成19年８月22日付け部分開示決定に対する異議申立てについての諮問）を受理
平成19年10月26日 （第19回審議会）	・審議（経過等説明）
平成19年11月20日	・諮問庁から開示決定等理由説明書を受理
平成19年11月29日 （第20回審議会）	・異議申立人の意見陳述
平成20年１月７日 （第21回審議会）	・実施機関の職員からの意見聴取 ・審議
平成20年２月８日 （第22回審査会）	・審議
平成20年３月３日 （第23回審議会）	・審議

栃木県個人情報保護審議会委員名簿　　(五十音順)

氏　　名	職　　業	備　　考
青　木　楊　子	医師	
太　田うるおう	弁護士	
島　田　好　正	宇都宮海星女子学院高等学校長	会長職務代理者
菅　谷　春　美	連合栃木女性委員会顧問	
横　島　章	宇都宮大学名誉教授	会　長

答申第２号

「交通事故被害に係る駐車場監視カメラ映像のＤＶＤに記録されている保有個人情報の非開示決定に係る審査請求に対する裁決」についての答申

栃木県個人情報保護審議会

第１　審議会の結論

栃木県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、審査請求人の交通事故被害に係る「○○（株）の駐車場の監視カメラ映像を複写したＤＶＤ」（以下「本件ＤＶＤ」という。）に記録されている保有個人情報について、非開示決定を行ったことは妥当である。

第２　審査請求人の主張要旨

１　審査請求の趣旨

審査請求人は、平成１９年１１月２８日付けで、実施機関に対し、栃木県個人情報保護条例(平成１３年栃木県条例第３号。以下「条例」という。）に基づき、「平成１９年１１月○日午後１時に足利警察署で見た、平成１９年９月○日（午前７時頃から午後５時３０分）に起きた交通事故被害の○○（株）○○市○○の駐車場の監視カメラのＤＶＤと捜査資料、実況見分資料」に係る保有個人情報についての開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

実施機関は、本件開示請求に対して、平成１９年１２月６日付けで条例第１９条第２項の規定に基づき、非開示決定（以下「本件処分」という。）を行ったため、審査請求人は、本件処分の取消しを求めるものである。

２　審査請求の理由

審査請求人の審査請求書及び開示決定等理由説明書に対する意見書等における主張を要約すると、概ね次のとおりである。

ア　審査請求人は、平成１９年９月○日に、○○市○○の○○（株）の駐車場内において、当て逃げ交通事故の被害を受けたため、平成１９年９月○日に足利警察署に被害申告を行って、実況見分をしたが、加害者も判明せず、被害回復がなされていない。

イ　平成１９年１１月○日に足利警察署内で被害を受けた日の駐車場内の監視カメラの映像を見て事故の有無を確認させられ､同署警察官に事故は無かったとされたが、わずか１時間も見せないで、しかも、もとのカメラの映像でなく複製のＤＶＤの映像をもって、事故が無かったとしたことは、納得できない。

ウ　その後、確認を求めたが、平成１９年１１月○日に同署で保管していたにもかかわらず、今度は保管していないとしたことは、隠す行為であり、本件処分の取消しを求める。

エ　ＤＶＤの映像内容と事故当日の実況が違っていたため、審査請求人は同署警察官

にそのことを告げたが、警察官は鑑識に確認を求めるとしたものの、その結果は後日になっても答えていない。そのことから、同署は、同ＤＶＤのねつ造の捜査を怠った。

オ　同署警察官は、審査請求人のＤＶＤのねつ造の重要証言を確認したのだから、所有者に返却してしまったことは過失ある行為であり、同署警察官は審査請求人の求めに応じ捜査する必要性があった。

第３　諮問庁及び実施機関の主張要旨

栃木県公安委員会（以下「諮問庁」という。）の開示決定等理由説明書並びに諮問庁及び実施機関の意見聴取における主張を要約すると、概ね次のとおりである。

１　審査請求の内容について

本件開示請求に係る保有個人情報について、実施機関は、本件ＤＶＤ、交通事故被害捜査資料及び実況見分資料に記録されている保有個人情報と特定し、本件ＤＶＤは保有していないこと並びに交通事故被害捜査資料及び実況見分資料に記録されている個人情報は条例第５３条第３項の規定により開示請求手続きの適用外となることから、いずれに対しても非開示決定を行った。

本件審査請求は、このうち本件ＤＶＤの開示請求に係るものである。

２　非開示決定の理由

本件ＤＶＤは、次に示す経過のとおり、一時的に実施機関で保有していたものの、本件開示請求があった時点では、既に所有者に還付し、実施機関で保有していないものであるから、条例第１９条第２項の規定に基づき非開示とした決定は妥当である。なお、ア及びウの経過については、所定の書面（任意提出書、領置調書及び還付請書）を作成し記録している。

ア　平成１９年９月○日に、審査請求人から当て逃げ物件交通事故の被害申告を受け、同交通事故の捜査のため、交通事故発生時間帯の事故現場駐車場を撮影した監視カメラの映像を複写した本件ＤＶＤの任意提出を受けて領置した。

イ　足利警察署では、被害者対策の必要性（被害者における当て逃げ物件交通事故の状況確認）を考慮し、被害者である審査請求人に対し、平成１９年１１月○日に同署において、本件ＤＶＤの映像を放映し確認させた。

ウ　足利警察署が本件ＤＶＤの映像を確認した結果、審査請求人の申し立てる当て逃げ物件交通事故の発生事実は確認できなかったため、本件ＤＶＤは、道路交通法違反（事故不申告）被疑事件の証拠品としての領置の必要性がなくなったと判断し、平成１９年１１月○日に所有者に返還した。

第４　審議会の判断理由

１　判断に当たっての基本的な考え方

条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、県の実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利を明らかにする

ことにより、県政の適正な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的に制定されたものであり、保有個人情報の開示請求については、原則開示の基本理念の下に解釈、運用されなければならない。

当審議会は、この基本的な考え方に立って本件諮問事案を調査審議し、県民等の保有個人情報の開示を求める権利が十分尊重されるよう条例を解釈し、以下のとおり判断するものである。

2　対象保有個人情報

実施機関は、本件処分において、本件ＤＶＤ、交通事故被害捜査資料及び実況見分資料に記録されている保有個人情報と特定し、本件ＤＶＤは保有していないこと並びに交通事故被害捜査資料及び実況見分資料に記録されている個人情報は条例第５３条第３項の規定により開示請求手続きの適用外となることから、いずれに対しても非開示決定を行った。

審査請求人は、本件処分の取消しを求めているが、審査請求の理由として平成１９年１１月○日に足利警察署内で見たＤＶＤについてしか言及しておらず、実施機関が本件ＤＶＤを保有していないとして非開示決定を行ったことに対して不服があるものと認められる。

従って、本件審査請求の対象となる保有個人情報は、本件ＤＶＤに記録されている保有個人情報である。

3　具体的な判断

(1)　本件審査請求について

諮問庁及び実施機関は、本件ＤＶＤは、審査請求人が被害申告した当て逃げ物件交通事故の捜査のため、監視カメラの所有者から任意提出を受けていったん領置したが、後日、所有者に還付したものであって、本件開示請求があった時点では、本件ＤＶＤを保有していない旨、主張している。

これに対し、審査請求人は、平成１９年１１月○日に足利警察署でＤＶＤを保管していたにもかかわらず、その後確認したら保管していないとしたことは、隠す行為であるとして、本件処分の取消しを求めている。

このことから、実施機関が本件開示請求があった時点での本件ＤＶＤの保有の有無について検討する。

(2)　本件ＤＶＤの保有の有無について

諮問庁及び実施機関は、本件ＤＶＤについて、所有者から任意提出を受けて証拠品として領置したものの、本件ＤＶＤの映像を確認した結果、当て逃げ物件交通事故の発生が確認できなかったことから、本件ＤＶＤを証拠品として領置する必要がないものと判断し、所有者に還付したものであると説明している。

これに対して、審査請求人は、審査請求人の立会いの下で行われた映像確認について、十分な確認をせずに事故が無かったとされたことについて納得できない等の主張をしているが、本件ＤＶＤの映像から当て逃げ物件交通事故の発生が確認できなかった点については、実施機関の説明と異なるものではない。

また、諮問庁及び実施機関は、本件ＤＶＤの任意提出から還付に至る経緯については、所定の書面（任意提出書、領置調書及び還付請書）を作成し記録していると述べており、これら所定の書面の存在については、当審議会でも確認している。

これらのことから、本件ＤＶＤを証拠品として領置する必要がないものと判断し、所有者に還付したとの実施機関の説明には、何ら不自然な点は認められない。

したがって、実施機関が、本件ＤＶＤに記録されている保有個人情報について、保有していないことを理由として非開示決定を行ったことは妥当であると認められる。

なお、審査請求人は、本件ＤＶＤがねつ造された疑いがある等の主張をしているが、これらの主張は前述の判断を左右するものではない。

4　結論

以上のことから、当審議会は冒頭の「第１　審議会の結論」のとおり判断する。

5　審議会の処理経過

審議会の処理経過は、次のとおりである

年　月　日	処　理　内　容
平成20年１月24日	・諮問書を受理
平成20年２月８日 （第22回審査会）	・審議（経過等説明）
平成20年２月21日	・諮問庁から開示決定等理由説明書を受理
平成20年３月３日 （第23回審議会）	・諮問庁及び実施機関の職員からの意見聴取
平成20年４月18日 （第24回審議会）	・審議
平成20年５月16日 （第25回審議会）	・審議
平成20年６月27日 （第26回審議会）	・審議

栃木県個人情報保護審議会委員名簿　　(五十音順)

氏　名	職　業	備　考
青　木　楊　子	医師	
太　田うるおう	弁護士	
島　田　好　正	宇都宮海星女子学院高等学校長	会長職務代理者
菅　谷　春　美	連合栃木女性委員会顧問	平成20年４月まで
横　島　章	宇都宮大学名誉教授	会　長

答申第３号

「第三者からの意見等に関する保有個人情報部分開示決定に係る異議申立てに対する決定」についての答申

栃木県個人情報保護審議会

第１　審議会の結論

栃木県知事（以下「実施機関」という。）が、「平成１９年８月２２日決裁の回議書『保有個人情報の開示について』」（以下「本件回議書」という。）に記載されている保有個人情報について、部分開示決定により非開示とした部分のうち、次に掲げる部分を除き、開示すべきである。

・財団法人○○○○（以下「○○」という。）の事故に関する対応方針に係る情報（以下「本件対応方針」という。）が記載されている部分

第２　異議申立人の主張要旨

１　異議申立ての趣旨

異議申立人は、実施機関に対し、平成１９年１０月２３日付けで栃木県個人情報保護条例（平成１３年栃木県条例第３号。以下「条例」という。）に基づき、「平成１８年８月３１日、平成１９年６月１４日、６月１５日のやりとり及び観光交流課・人事課における△△についての記述があるもの全て。ただし、情報開示済のものは除く。」に係る保有個人情報について開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

実施機関は、本件開示請求に対して、平成１９年１２月２１日付けで条例第１９条第１項の規定に基づき部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

本件異議申立ての趣旨は、本件処分により非開示となった○○及び□□市（以下「市」という。）の意見に係る情報が記載されている部分を全部開示するよう求めるものである。

２　異議申立ての理由

異議申立人の異議申立書における主張は、概ね次のとおりである。

ア　県が行う事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれは全くない。

イ　開示しないことにより、個人の権利利益を侵害しているおそれがある。

ウ　傷害事件に係る重大な記述がなされている可能性がある。

なお、実施機関の開示決定等理由説明書に対する意見提出及び口頭による意見陳述の機会を設けたが、主張等はなかった。

第３　実施機関の主張要旨

実施機関の開示決定等理由説明書及び意見聴取における主張を要約すると、概ね次のとおりである。

１　異議申立ての対象保有個人情報について

本件処分の対象となる保有個人情報は、平成１９年６月２２日の異議申立人からの保有個人情報開示請求に対して、○○及び市の意見を聞いた上で、「平成１８年８月３１日の出張に関する復命書」（以下「部分開示復命書」という。）を部分開示決定とした本件回議書に記載された保有個人情報である。

本件回議書には、部分開示復命書の開示についての○○及び市の意見書、これら意見書に対する実施機関の検討内容を記載した書面並びに請求者（異議申立人）等への通知の案が添付されている。

本件回議書に記載された情報のうち、本件対応方針並びに○○及び市の意見に係る情報が記載されている部分を非開示とした。

本件対応方針は、部分開示復命書において非開示とした部分を転記したものであり、また、○○及び市の意見に係る情報は、実施機関が部分開示復命書を開示することについて、条例第２３条第１項の規定により○○及び市に意見照会し、提出を受けた意見書（以下「本件意見書」という。）に記載された○○及び市の意見並びに当該意見に対する実施機関の検討に関する書面（以下「本件検討書面」という。）に記載された○○及び市の意見の概要に係る情報である。

２　非開示情報該当性について

本件対応方針は、部分開示復命書において条例第１５条第３号に該当するとして非開示とした情報と同じであり、栃木県個人情報保護審議会が平成２０年４月１７日の答申で当該非開示を妥当と認めているから、条例第１５条第３号に規定する非開示情報に該当する。

本件開示請求を受け、新たに○○及び市に意見照会を行ったところ、両者から本件意見書の開示には支障があるとの回答を得た。このことから、提出者から開示は支障がある旨の回答を得ている本件意見書及び本件意見書の意見の概要が記載されている本件検討書面を開示することは、県の個人情報保護に関する事務について、今後、大いに支障を及ぼすことが考えられる。よって、○○及び市の意見に係る情報は、条例１５条第７号に規定する非開示情報に該当するため、非開示とすることが適当と認めるものである。

第４　審議会の判断理由

１　判断に当たっての基本的な考え方

条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、県の実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利を明らかにすることにより、県政の適正な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的に制定されたものであり、保有個人情報の開示請求については、原則開示の基本理念の下に解釈、運用されなければならない。

当審議会は、この基本的な考え方に立って本件諮問事案を調査審議し、県民等の保有個人情報の開示を求める権利が十分尊重されるよう条例を解釈し、以下のとおり判断するものである。

2　対象保有個人情報

実施機関は、本件回議書のうち本件意見書、本件検討書面及び市への通知の案に記載されている保有個人情報について、条例第１５条第３号（法人等に関する情報）に該当するとして、本件対応方針を非開示とし、同条第７号（事務又は事業に関する情報）に該当するとして、〇〇及び市の意見に係る情報を非開示としている。

異議申立人は、〇〇及び市の意見に係る情報が記載されている部分を全部開示するよう求めており、本件対応方針を非開示とした部分については、異議を申し立てていないが、当審議会において、本件回議書に記載されている保有個人情報を見分したところ、本件対応方針は、〇〇及び市の意見に係る情報の中に含まれて記載されていることが認められた。

したがって、本件異議申立ての対象となる保有個人情報は、条例第１５条第３号に該当するとして非開示とされた本件対応方針を含む同条第７号に該当するとして非開示とされた〇〇及び市の意見に係る情報である。

3　具体的な判断

(1)　対象保有個人情報の内容について

当審議会において、本件回議書に記載されている保有個人情報を見分したところ、実施機関が非開示とした〇〇及び市の意見の内容は、各書面の記載部分ごとに、次のとおりであった。

①　本件意見書（〇〇分）

(1) 支障がある部分欄　部分開示復命書に記載されている本件対応方針の転記

(2) 支障がある理由欄　〇〇の事故に対する認識及び本件対応方針を開示されると支障がある理由

②　本件意見書（市分）

(1) 支障がある部分欄　部分開示復命書に記載されている自治体名及び本件対応方針の転記

(2) 支障がある理由欄　本件対応方針の転記及び本件対応方針を開示されると支障がある理由

③　本件検討書面

本件意見書（〇〇及び市分）に記載された支障がある理由の概要及び市の意見に対する実施機関の判断

④　市への通知の案

自治体名及びそれを開示とした理由

(2)　条例第１５条第３号の該当性について

条例第１５条第３号では、法人その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人に関する情報であって、同号イ又はロに掲げるものについては、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除き、非開示とすることを定めており、同号イでは、開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものについて、非開示とすることを定めてい

る。

当審議会において、本件回議書に記載されている保有個人情報を見分したところ、本件意見書に記載されている本件対応方針は、部分開示復命書に記載した○○の事故に関する異議申立人からの苦情に対する○○の今後の対応方針を転記したものであることが認められた。

本件対応方針は、外部からの主張や要求等に対する今後の対応方針として○○が意思決定したものであり、相手方に伝えるか否かや、伝えるとした場合の伝える時期及び内容については、○○の意思に任せられるべき情報である。このような情報を、第三者である県が一方的に開示することは、○○が主体的に行おうとする相手方との交渉等の事務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、○○の正当な利益を害するおそれがあるものと認められることから、条例第１５条第３号イに該当するものと判断する。

なお、本件回議書に記載されているその他の○○及び市の意見に係る情報は、部分開示復命書において開示されている情報又は部分開示復命書の非開示理由において既に明らかにしている情報であることから、条例第１５条第３号に該当するものとは認められない。

(3)　条例第１５条第７号の該当性について

条例第１５条第７号では、県の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを非開示とすることを定めている。

実施機関は、本件開示請求を受け、新たに○○及び市に意見照会を行ったところ、両者から本件意見書の開示には支障があるとの回答を得たことから、本件意見書及び本件意見書の意見の概要が記載されている本件検討書面を開示することは、今後、県の個人情報保護に関する事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあると述べている。

しかしながら、実施機関は、開示決定等理由説明書、意見聴取等においても、なぜ、本件意見書等を開示することが県の個人情報保護に関する事務の遂行に支障を及ぼすのか、具体的な理由を述べていない。また、本件意見書の提出の手続きの根拠である条例第２３条第１項の規定は、実施機関が開示決定等の判断の参考資料とするために第三者から意見聴取できる旨を定めたものであり、第三者から反対意見書が提出された場合においても、実施機関は、その意見に拘束されるものでないことは、条例の趣旨から明らかであり、意見書の内容に条例第１５条各号に該当する情報が記録されている場合であればともかく、前述した条例第１５条第３号イに該当する情報を除いては、部分開示復命書において開示されている情報又は部分開示復命書の非開示理由において既に明らかにしている情報であって、条例第１５条第７号に該当するものとは認められないものである。

４　結論

以上のことから、当審議会は冒頭の「第１　審議会の結論」のとおり判断する。

5　審議会の処理経過

審議会の処理経過は、次のとおりである。

年　月　日	処　　理　　内　　容
平成20年２月27日	・諮問書（平成19年12月21日付け部分開示決定に対する異議申立てについての諮問）を受理
平成20年４月18日 （第24回審議会）	・審議（経過等説明）
平成20年５月12日	・諮問庁から開示決定等理由説明書を受理
平成20年５月16日 （第25回審議会）	・実施機関の職員からの意見聴取 ・審議
平成20年６月27日 （第26回審議会）	・異議申立人の意見陳述
平成20年７月18日 （第27回審査会）	・審議
平成20年９月５日 （第28回審議会）	・審議

栃木県個人情報保護審議会委員名簿　　(五十音順)

氏　　名	職　　業	備　　考
青　木　楊　子	医師	
太　田うるおう	弁護士	
島　田　好　正	宇都宮海星女子学院高等学校長	会長職務代理者
菅　谷　春　美	連合栃木女性委員会顧問	平成20年４月まで
横　島　　章	宇都宮大学名誉教授	会　長

答申第４号

「電話記録書及び復命書に関する保有個人情報非訂正決定に係る異議申立てに対する決定」についての答申

栃木県個人情報保護審議会

第１　審議会の結論

栃木県知事（以下「実施機関」という。）が、「平成１８年８月２３日の電話記録書」（以下「本件電話記録書①」という。）、「平成１８年８月３０日の電話記録書」（以下「本件電話記録書②」という。）、「平成１９年３月１９日の電話記録書」（以下「本件電話記録書③」という。）及び「平成１８年８月３１日の復命書」（以下「本件復命書」という。）に記載されている保有個人情報について、非訂正決定を行ったことは妥当である。

第２　異議申立人の主張要旨

１　異議申立ての趣旨

異議申立人は、実施機関に対し、平成１９年１２月２０日付けで栃木県個人情報保護条例（平成１３年栃木県条例第３号。以下「条例」という。）に基づき、本件電話記録書①から③及び本件復命書に記載されている保有個人情報について訂正請求（以下「本件訂正請求」という。）を行った。

実施機関は、本件訂正請求に対して、平成２０年１月２１日付けで条例第３０条第２項の規定に基づき非訂正決定（以下「本件処分」という。）を行ったため、異議申立人は、事実に基づいた内容に訂正する決定を求めるものである。

２　異議申立ての理由

異議申立人の異議申立書、訂正決定等理由説明書に対する意見書（以下「意見書」という。）及び口頭による意見陳述における主張は、概ね次のとおりである。

(1)　訂正請求の趣旨及び非訂正決定の妥当性について

ア　訂正請求した保有個人情報の内容は、事実と異なる。もしくは、一部発言は事実であるが、前後の内容が事実と異なるため発言の真意とは違ったものとなっている。私が当時作成した記録に照らしても事実の誤りがある。したがって、事実に基づいた内容に全て訂正して欲しい。

イ　訂正をしない理由については、「事実が確認できないため」と抽象的であいまいな理由のみの回答内容となっており、①どのような資料の収集を行い、②その結果、どのような基準にて事実が確認できないと判断されたかが明示されていないため、納得できるものではない。

ウ　私の記録が信用に値するものであることを証明するため、平成１９年１１月２９日の個人情報保護審議会において私が意見陳述した際の私の発言及び審議会委員との質疑について、私が作成した記録を提出する。私は、その場でメモをしな

くてもこれだけの正確な記録を作成することができ、電話でのやり取りは、その場でメモをしているので、なおさら正確である。なお、県との電話でのやりとりについて録音しているかどうかについては答えられない。

エ　また、訂正請求を求めている最中に、突然、このような付記を一方的に付け加えたことは、非常識である。審議中の文書に勝手に加筆・修正をしてしまうことは、情報公開制度に対する暴挙である。

(2)　本件電話記録書①について

記載されている診断名のうち「脊椎骨折」とある部分は、私が提出した医師による平成１８年△月△日付け診断書と相違しており、正しくは「腰椎横突起骨折」である。なお、診断を受けた当時にも、同様の診断がされており、診断書も持っている。私は、その診断書をもとに、電話に対応した職員に話しており、虚偽の診断名を伝える必要性は全くない。

(3)　本件電話記録書②について

ア　私は、平成１８年８月３０日は勤務日であり、３０分間も電話をして仕事をしていなかったということはあり得ない。実際は、平成１８年８月３１日の勤務をしていない時間に電話をしており、職場よりその証明を得ることも可能である。しかし、平成１９年３月１９日の電話において、観光交流課職員から、職場を教えろなどの脅しを受けており、生命財産に関わる危険性が必ずしも否定できないため、私の職場を明らかにするようなことは差し控える。

イ　電話をしていた時間、職員及び私の発言を記載した部分が、私が当時作成した記録と異なっている。また、それぞれの発言の趣旨が異なっている部分がある。

(4)　本件電話記録書③について

電話の内容について私が当時作成した記録では、会話の途中で、職員が「仕事は何をやっているんだ。職業を云え。」と言い出し、私が「何のために答えなければならないのか、説明して下さい。」といったやり取りを繰り返したとなっており、記憶では、５、６回程度繰り返された。県の記録は一部は合っているかも知れないが、全然違う、全部抹消して欲しいくらいである。

(5)　本件復命書について

ア　本件復命書には、「事故直後、歩くことも出来た」とあるが、診断書のとおり受傷したため、事故後、歩行することなどは到底できるはずがない。また、「レントゲンを撮影しなかった」とあるが、私がレントゲン撮影をさせなかったのではなく、私は撮影してくださいと医師にお願いしたが、専門医ではなく診断できないということで撮影しなかったのである。

イ　受傷の程度が軽いものであったと思わすような、事実と全く反するような虚偽の事故報告を、公的機関が行っていること自体、法令に抵触する重大な問題であり、それを監督する立場にあるものがきちんと監督しないことはもっと重大な問題である。

ウ　私が財団法人○○○○（以下「○○」という。）又は観光交流課に対して主張している内容について事実の誤りがある。

第３　実施機関の主張要旨

実施機関の訂正決定等理由説明書及び意見聴取における主張を要約すると、概ね次のとおりである。

１　異議申立てに係る保有個人情報

(1)　対象保有個人情報

本件訂正請求に係る対象保有個人情報については、本件電話記録書①から③及び本件復命書を特定した。

(2)　異議申立人が訂正を求める内容

異議申立人が本件訂正請求により訂正を求める内容については、「上記の保有個人情報の内容は、事実と異なる。もしくは、一部発言は事実であるが、前後の内容が事実と異なるため発言の趣旨とは違った内容になっている。従って、事実に基づいた内容に訂正請求するものである。」、「診断名が違う。」、「事故後の記述が不当である。」、本件電話記録書②について「記録では８月３１日となっている。」及び本件電話記録書③について「言葉遣いを含め、内容が事実でない。」とするものであると判断した。

２　非訂正決定の内容及びその理由

(1)　非訂正決定の内容

ア　本件電話記録書①から③について

本件電話記録書①から③については、事実が確認できないことを理由として非訂正決定を行った。ただし、異議申立人の申し出を尊重し、本件電話記録書①については、異議申立人から平成１８年△月△日付けの診断書が送付された旨及び診断書記載の病名、本件電話記録書②については、異議申立人から平成１８年８月３０日については、一切、話しをしておらず、記録では８月３１日となっているとの申し出があった旨、本件電話記録書③については、異議申立人から言葉遣いを含め内容が事実でないとの申し出があった旨をそれぞれ付記した。

イ　本件復命書について

本件復命書は、○○から聴取した内容を記載したものであり、本件復命書に添付されている○○作成の経過報告の記載と照合した結果、本件復命書の記載は、○○から聴取した内容と不整合であるとは認められなかったため、非訂正決定を行った。

(2)　非訂正決定の妥当性について

本件について非訂正とした理由は次のとおりであり、その後に判明した事実や事情変更もないことから、非訂正決定を覆すべき根拠はない。

ア　本件電話記録書①から③について

これら電話記録書は、当日、異議申立人との電話に関する唯一の記録であり、他に録音テープなどの記録は存在せず、当該記録を作成した職員に確認したが詳細な記憶は残っていなかった。

したがって、本件電話記録書①について、異議申立人が電話で伝えた診断名が何であったか、本件電話記録書②について、当該電話でのやりとりが平成１８年８月３０日であったかその翌日であったか、また、本件電話記録書③について、

記載されたやりとりが事実であったかについては、いずれも事実が確認できないため、訂正することはできない。

なお、訂正請求に際して、訂正を求める内容が事実に合致することを証明する書類等によって、異議申立人の主張は明らかになるものの、事実の誤りがあるか否かについてまでは判断できなかったものである。

また、電話でのやり取りを記録することは、その内容が難解であったり、長時間にわたったり、一方的に多くの主張を続けざまに伝達する場合など、往々にして簡単ではない場合があること、また、異議申立人が訂正を求める根拠として、異議申立人は提出していないが、何らかの記録が存在すると思われることから、これら電話記録書において、異議申立人の申し出を尊重し、その趣旨を付記している。

イ　本件復命書について

本件復命書は、当日、○○職員から聴取した事項の概要が記載されている復命書であって、唯一の記録であり、他録音テープなどの記録は存在しないが、本件復命書に記載されている内容と、当日、○○から参考入手した、○○から市への経過報告（案）に記載されている内容の間に、不整合は認められない。本件復命書は○○から聴取した内容を記録したものであり、仮に聴取した内容自体に誤りがあったとしても、聴取した内容として正しければ、訂正する必要はないものと考える。

第４　審議会の判断理由

1　判断に当たっての基本的な考え方

条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、県の実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利を明らかにすることにより、県政の適正な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的に制定されたものであり、保有個人情報の訂正請求については、個人の権利利益の保護に欠けることのないよう、解釈、運用されなければならない。

当審議会は、このような基本的考え方に基づき、本件諮問事案を調査審議し、県民等の保有個人情報の訂正を求める権利が十分尊重されるよう条例を解釈し、以下のとおり判断するものである。

2　訂正請求制度について

訂正請求制度は、保有個人情報に事実の誤りがあることによって、本人に不利益や権利侵害が生じることを防止するために設けられたものである。

条例では、何人も、条例の規定により開示を受けた自己の保有個人情報に事実の誤りがあると認めるときは、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。）を請求できることとし、請求者は、訂正を求める内容が事実に合致することを証明する書類等を、実施機関に対し提出し、又は提示しなければならないと規定している。

また、実施機関は、当該訂正請求に係る保有個人情報に事実の誤りがあると認めるときは、訂正の権限がないとき又はその他訂正しないことにつき正当な理由があると

きを除き、当該保有個人情報を訂正しなければならないと規定している。

3　事実の誤りがあるか否かの判断について

訂正請求の対象となる「事実」とは、氏名、住所等客観的に正誤を判断することができる事項をいい、「誤り」とは、個人情報を取り扱う事務の目的、内容、性質等から判断して、事実とされるべき個人情報の内容と実際に記録されている保有個人情報の内容が合致していないことをいうものと解すべきである。

実施機関は、請求者が提出又は提示した書類等に基づき、対象保有個人情報に事実の誤りがあるか否かを判断することとなるが、訂正請求制度が設けられた趣旨に鑑みれば、当該保有個人情報に事実の誤りがあることによって本人に不利益や権利侵害が生じるおそれが明らかな場合には、その不利益や権利侵害の内容及び程度によっては、実施機関自ら資料の探索及び収集を行い、対象保有個人情報に記載されるべき事実を究明するよう努める必要があるものと考えられる。

4　対象保有個人情報及び訂正請求の内容について

(1)　対象保有個人情報について

本件訂正請求に係る対象保有個人情報は、実施機関が特定したとおり、本件電話記録書①から③及び本件復命書であって、当審議会がこれらの公文書を見分したところ、その作成の目的、内容等は、次のとおりである。

まず、本件電話記録書①から③は、異議申立人との電話での応答について、実施機関の職員が、後日の対応のために記録に残す必要性、実施機関内部における情報共有の必要性等の観点から、当該電話の内容に含まれる事項を取捨選択するとともに、さらに発言の趣旨を要約した上で記録されているものと認められた。

また、本件復命書は、出張先において○○職員から聴取した情報について、今後の業務遂行の参考及び実施機関内部における情報共有の観点等から、聴取した内容を取捨選択し、かつ内容を要約して記録するとともに、当該聴取内容を踏まえた実施機関の対応案が記載されているものと認められた。なお、本件復命書には、○○作成の経過報告（案）が添付されている。

(2)　訂正請求の内容について

本件訂正請求により異議申立人が訂正を求めた内容は、上記第３の１の(2)に示す実施機関が特定した事項に加えて、本件復命書における「事故直後、歩くことも出来た」及び「レントゲンを撮影しなかった」との記載について訂正を求めているものと認められるので、各対象保有個人情報ごとに訂正請求の内容を整理すると次のとおりである。

ア　本件電話記録書①

異議申立人は、本件電話記録書①について、「じん帯２本切断、脊椎骨折した」と記載されている部分は提出した診断書のとおり「右足関節外側靱帯損傷、腰椎横突起骨折」と発言したとして、当該傷病名の記載の訂正を求めている。

イ　本件電話記録書②

異議申立人は、本件電話記録書②の日付について、「平成１８年８月３０日」

ではなく、自分の記録では「平成１８年８月３１日」であるとして訂正を求めている。

ウ　本件電話記録書③

異議申立人は、本件電話記録書③について、異議申立人が作成した記録（以下「異議申立人作成記録」という。）とは内容が異なり、言葉遣いを含め内容が事実でないとして訂正を求めている。

エ　本件復命書

異議申立人は、本件復命書について、「事故直後、歩くことも出来た」及び「レントゲンを撮影しなかった」との記載は事実と異なるとして訂正を求めている。

オ　各対象保有個人情報に共通するもの

異議申立人は、各対象保有個人情報に共通する訂正請求の内容として、「上記の保有個人情報の内容は、事実と異なる。もしくは、一部発言は事実であるが、前後の内容が事実と異なるため発言の趣旨とは違った内容になっている。従って、事実に基づいた内容に訂正請求するもの」としている。

(3)　訂正請求書の添付書類について

訂正請求書には、診断書、異議申立人が当審議会において意見陳述した際の応答について異議申立人が作成した記録等が添付されている。

5　具体的な判断

(1)　本件電話記録書①について

異議申立人は、本件電話記録書①の傷病名について、訂正請求に際して平成１８年○月○日付けの診断書を添付するとともに、当該電話の当時既に同様の診断を受けており、診断書記載の診断名のとおり発言していると主張している。

しかしながら、当該提出された診断書は、当該電話より後日の日付のものであって、異議申立人が診断書のとおりの傷病名を発言したことを証明する資料とは認められず、前記４の(1)に示す本件電話記録書①の作成の目的等に照らしても、本件電話記録書①の傷病名の記載について事実の誤りがあると認めるには至らない。

(2)　本件電話記録書②について

異議申立人は、本件電話記録書②に記載された日付が誤っていると主張している。

しかしながら、当該電話が行われた日付を証明する資料は提出されておらず、当該電話が行われた日付がいつであったかを確認することはできないことから、本件電話記録書②に記載された日付について事実の誤りがあると認めるには至らない。

なお、異議申立人は、意見陳述において、当該電話の時間並びに異議申立人及び職員の発言に係る記載について、異議申立人が作成した記録と異なっている旨を主張しているが、当該電話の内容を客観的に確認できる資料の提出はなく、異議申立人の主張のみをもって、これらの記載に事実の誤りがあると認めることはできない。

(3)　本件電話記録書③について

異議申立人は、本件電話記録書③の内容を示すものとして、意見書とともに異議

申立人作成記録を提出している。

当審議会において、本件電話記録書③と異議申立人作成記録の記載内容を照合したところ、一方にのみ記載のある事項があること及び言葉遣い等の相違があることが認められた。

しかしながら、異議申立人作成記録は、実施機関が作成する電話記録と同様に当該電話の内容を取捨選択し、かつ発言の趣旨を要約して記録されているものであって、これらの記録の一方にのみ記載がある事項や言葉遣い等の細部の表現が相違している事項があることは、通常生じうるところである。

また、当該電話の内容を客観的に確認できる資料の提出はなく、異議申立人及び職員の発言の詳細を確認することはできない。

これらのことから、本件電話記録書③の作成の目的等に照らし、本件電話記録書③に記載された電話内容について、事実の誤りがあると認めるには至らない。

(4)　本件復命書について

異議申立人は、本件復命書の「事故直後、歩くことも出来た」及び「レントゲンを撮影しなかった」との記載について、診断書のとおり受傷したため歩行することなどできない、そもそも〇〇が作成した経過報告（案）が事実と異なっている等の主張をしている。

しかしながら、本件復命書に添付されている〇〇作成の経過報告（案）を見分したところ、事故後、病院に行き診察及び治療を受けるまでの間に、被害者が歩くことができたかどうかを示す記載はないものの、治療後の時点では「被害者が治療が終わり治療室から自分で歩いて出てきた。」と記載されており、本件復命書が前記４の(1)に示すとおり〇〇職員から聴取した内容を要約して記録したものであることを勘案すれば、「事故直後、歩くことも出来た」との記載に事実の誤りがあると認めるには至らない。

また、経過報告（案）には「先生の方からはレントゲンを撮らないですと言われた。」と記載されており、本件復命書の「レントゲンを撮影しなかった」との記載は〇〇から聴取した内容として事実であると認められる。

なお、異議申立人は、意見陳述においては、異議申立人が〇〇又は実施機関に対して主張している内容として記載されている部分にも事実の誤りがある旨、主張しているが、本件復命書が〇〇職員から聴取した内容を取捨選択し、かつその内容を要約して記録するとともに、異議申立人の県に対する主張及び対応案を簡潔に記載しているものであることに照らすと、当該部分に事実の誤りがあると認めるには至らない。

(5)　各対象保有個人情報に共通する訂正請求の内容について

異議申立人は、前記４の(2)のオのとおり各対象保有個人情報の内容が事実と異なる、又は発言の趣旨が違った内容になっているとして訂正を求めている。

しかしながら、前記(1)から(4)に示す部分を除き、異議申立人が各対象保有個人情報について具体的にどの部分の記載に事実の誤りがあるとするのか主張されておらず、各対象保有個人情報に記載されている内容に事実の誤りがあると判断することはできない。

(6)　非訂正決定による不利益等の有無について

本件電話記録書①から③及び本件復命書は、もっぱら実施機関内部での記録にとどまるものであって、何ら異議申立人の権利利益を決定し、又は左右する性質のものでないことや、実施機関が、異議申立人の訂正請求の趣旨等を付記していることを勘案すると、これら各対象保有個人情報について訂正を求めている部分が、電話記録書及び復命書の作成の目的等に照らして、異議申立人に重大な不利益や権利侵害が生じるおそれが明らかであるとは認められない。

したがって、実施機関が、さらに資料の探索及び収集を行い、各対象保有個人情報に記載されるべき事実の究明に努めるべきであるとは認められない。

(7)　実施機関による非訂正決定の妥当性について

上記のとおり、各対象保有個人情報に事実の誤りがあると認められないことから、実施機関が本件訂正請求について非訂正決定を行ったことは妥当である。

6　その他異議申立人の主張について

異議申立人は、実施機関が本件電話記録書①から③について、異議申立人が訂正を求めた内容に関する付記を実施したことについて、「審議中の文書に勝手に加筆・修正をしてしまうことは、情報公開制度に対する暴挙である」等の批判をしている。

しかしながら、実施機関は、電話記録書がその作成の目的等から必ずしも正確な記載がされているとは限らないものであることを踏まえ、電話の当事者である異議申立人から事実の誤りがあると申し出があったことを十分に尊重する趣旨からこのような付記を実施したものであって、条例第１０条に定める保有個人情報の適正管理の趣旨に反する取扱いではない。

7　結論

以上のことから、当審議会は冒頭の「第１　審議会の結論」のとおり判断する。

8　審議会の処理経過

審議会の処理経過は、次のとおりである。

年　月　日	処　　理　　内　　容
平成20年２月27日	・諮問
平成20年４月18日 （第24回審議会）	・審議（経過等説明）
平成20年５月12日	・諮問庁から開示決定等理由説明書を受理
平成20年５月16日 （第25回審議会）	・実施機関の職員からの意見聴取 ・審議
平成20年６月27日 （第26回審議会）	・異議申立人の意見陳述
平成20年７月18日 （第27回審議会）	・審議
平成20年９月５日 （第28回審議会）	・審議
平成20年10月24日 （第29回審議会）	・審議

栃木県個人情報保護審議会委員名簿

氏　　名	職　　業	備　　考
青　木　楊　子	医師	
太　田うるおう	弁護士	
島　田　好　正	宇都宮海星女子学院高等学校長	会長職務代理者
菅　谷　春　美	連合栃木女性委員会顧問	平成20年４月まで
相　田　美由紀	連合栃木女性委員会委員長	平成20年10月から
横　島　　章	宇都宮大学名誉教授	会　長

４　栃木県個人情報保護条例

平成13年３月27日
栃木県条例第３号

目　次

第一章　総則（第１条―第４条）
第二章　実施機関が取り扱う個人情報の保護（第５条―第12条）
第三章　開示、訂正及び利用停止
　第一節　開示（第13条―第26条）
　第二節　訂正（第27条―第34条）
　第三節　利用停止（第35条―第40条）
　第四節　不服申立て（第41条―第43条）
　第五節　他の制度等との調整（第44条）
第四章　事業者に対する個人情報の保護施策等（第45条―第47条）
第五章　栃木県個人情報保護審議会（第48条―第52条）
第六章　雑則（第53条―第57条）
第七章　罰則（第58条―第62条）
附則

第一章　総則

（目的）

第１条　この条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、県の実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利を明らかにすることにより、県政の適正な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において「実施機関」とは、知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会及び内水面漁場管理委員会をいう。

２　この条例において「個人情報」とは、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。

３　この条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書及び図画（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）並びに電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、官報、公報、新聞、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。

４　この条例において「保有個人情報」とは、公文書に記録された個人情報をいう。

５　この条例において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

(1) 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

(2) 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、そ

の他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

（実施機関の責務）

第３条　実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な施策を講じなければならない。

（県民の責務）

第４条　県民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己の個人情報の適正な取扱いに努めるとともに、他人の個人情報の取扱いに当たっては、その権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

第二章　実施機関が取り扱う個人情報の保護

（個人情報取扱事務の登録）

第５条　実施機関は、個人情報を取り扱う事務であって、個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を検索し得る状態で個人情報が記録された公文書を使用するもの（以下「個人情報取扱事務」という。）について、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿（以下「登録簿」という。）を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

(1) 個人情報取扱事務の名称
(2) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
(3) 個人情報取扱事務の目的
(4) 個人情報の対象者の範囲
(5) 個人情報の記録項目
(6) 個人情報ファイルを使用する場合にあっては、その名称
(7) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

２　実施機関は、個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

３　前２項の規定は、次に掲げる個人情報取扱事務については、適用しない。

(1) 実施機関の職員又は職員であった者に係る人事、給与、福利厚生等に関する個人情報取扱事務
(2) 物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡の用に供するため、相手方の氏名、住所等の事項のみを取り扱う個人情報取扱事務
(3) 犯罪の捜査に関する個人情報取扱事務
(4) 国の安全その他の国の重大な利益に関する個人情報取扱事務

４　第１項及び第２項の規定にかかわらず、実施機関は、第１項第５号から第７号までに掲げる事項の一部若しくは全部を登録簿に記載し、又は個人情報取扱事務について登録簿を作成することにより、個人情報取扱事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その事項の一部若しくは全部を登録簿に記載せず、又はその個人情報取扱事務について登録簿を作成しないことができる。

５　実施機関は、登録した個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、当該個人情報取扱事務の登録を抹消しなければならない。

（収集の制限）

第６条　実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

２　実施機関は、思想、信条及び信教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるお

それのある個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令又は他の条例（以下「法令等」という。）の規定に基づくとき。

(2) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として収集するとき。

(3) 栃木県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いた上で、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要であると実施機関が認めるとき。

3　実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令等の規定に基づくとき。

(2) 本人の同意があるとき。

(3) 出版、報道等により公にされているものから収集するとき。

(4) 人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(5) 争訟、指導、相談、選考、評価等の事務で、本人から収集したのでは当該事務の目的を達成することができないと認められるとき、又は当該事務の性質上本人から収集したのでは事務の適正な遂行に支障が生ずると認められるとき。

(6) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として収集するとき。

(7) 国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第２条第１項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、他の地方公共団体又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）から収集する場合で、事務の遂行上やむを得ず、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないとき。

(8) 他の実施機関から次条第２項の規定による提供を受けて収集するとき。

(9) 前各号に掲げる場合のほか、審議会の意見を聴いた上で、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するため相当の理由があると実施機関が認めるとき。

（利用及び提供の制限）

第７条　実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために、その保有する個人情報を自ら利用し、又は当該実施機関以外の者に提供してはならない。

2　前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために、その保有する個人情報を自ら利用し、又は当該実施機関以外の者に提供することができる。ただし、第２号から第９号までのいずれかに該当する場合において、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために自ら利用し、又は当該実施機関以外の者に提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(1) 法令等の規定に基づくとき。

(2) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

(3) 出版、報道等により公にされているとき。

(4) 人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(5) 専ら学術研究又は統計の作成のために利用し、又は提供するとき。

(6) 本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき。

(7) 実施機関内で利用する場合又は他の実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人に提供する場合で、個人情報を利用する者又は個人情報の提供を受ける者が、その事務又は業務に必要な限度で利用し、かつ、利用することについて相当の理由があると認められるとき。

(8) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として、前号に規定する者以外の者に提供する場合で、当該目的の達成のために必要な限度で提供し、かつ、提供することについて特別の理由があると認められるとき。

(9) 前各号に掲げる場合のほか、審議会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当の理由があると実施機関が認めるとき。

（提供先に対する措置要求）

第８条　実施機関は、個人情報を実施機関以外の者に提供する場合において、必要があると認めるときは、個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

（電子計算機等の結合による提供の制限）

第９条　実施機関は、電気通信回線を用いた電子計算機その他の情報機器の結合（実施機関が保有する保有個人情報を実施機関以外の者が随時入手し得る状態にするものに限る。）により、保有個人情報を実施機関以外の者に提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令等の規定に基づくとき。

(2) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として警察庁又は他の都道府県警察へ提供する場合であって、必要な保護措置が講じられているとき。

(3) 審議会の意見を聴いた上で、公益上の必要があり、かつ、必要な保護措置が講じられていると実施機関が認めるとき。

（適正管理）

第10条　実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要な範囲内で、その保有する個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

２　実施機関は、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

３　実施機関は、保有する必要のなくなった個人情報を確実かつ速やかに消去しなければならない。ただし、歴史的資料として保有されるものについては、この限りでない。

（職員の義務）

第11条　実施機関の職員又は職員であった者は、職務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

（委託等に伴う措置等）

第12条　実施機関は、個人情報を取り扱う事務を実施機関以外の者に委託するときは、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

２　実施機関から個人情報を取り扱う事務の委託を受けた者は、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

３　前項の委託を受けた個人情報を取り扱う事務に従事している者又は従事していた者は、当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

4　前３項の規定は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に公の施設の管理を行わせる場合について準用する。

第三章　開示、訂正及び利用停止

第一節　開示

（開示請求権）

第13条　何人も、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己の保有個人情報の開示を請求することができる。

2　未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

（開示請求の手続）

第14条　開示請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。

(1) 開示請求をしようとする者の氏名及び住所又は居所

(2) 開示請求に係る保有個人情報を特定するために必要な事項

(3) 前２号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2　開示請求をしようとする者は、実施機関に対し、自己が当該開示請求に係る保有個人情報の本人又はその法定代理人であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

3　実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（保有個人情報の開示義務）

第15条　実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 法令等の規定により開示することができないとされている情報

(2) 開示請求者（第13条第２項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。以下この号及び次号、次条第２項並びに第23条第１項において同じ。）以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、開示請求者以外の特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ　法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

ロ　人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ハ　当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第２条第１項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第２条第２項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号)第２条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び

当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

イ　開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ　実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 個人の指導、相談、選考、診断その他の個人に対する評価又は判断を伴う事務に関する情報であって、開示することにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

(5) 開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

(6) 県の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(7) 県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ　監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ロ　契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ハ　調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ニ　人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ホ　国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(8) 未成年者の法定代理人により開示請求がなされた場合において、開示することが当該未成年者の利益に反すると認められる情報

（部分開示）

第16条　実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に非開示情報が含まれている場合において、非開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2　開示請求に係る保有個人情報に前条第２号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、開

示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（裁量的開示）

第17条　実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に非開示情報（第15条第１号に該当する情報を除く。）が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

（保有個人情報の存否に関する情報）

第18条　開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

（開示請求に対する措置）

第19条　実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し実施機関が定める事項を書面により通知しなければならない。

２　実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限）

第20条　前条各項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、第14条第３項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

２　前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を46日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限の特例）

第21条　開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から60日以内にそのすべてについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第１項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

（事案の移送）

第22条　実施機関は、開示請求に係る保有個人情報が他の実施機関から提供されたものであるとき、その他他の実施機関において開示決定等をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2　前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3　前項の場合において、移送を受けた実施機関が第19条第１項の決定（以下「開示決定」という。）をしたときは、当該実施機関は、開示の実施をしなければならない。

（第三者保護に関する手続）

第23条　開示請求に係る保有個人情報に県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第42条第３号及び第43条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2　実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第15条第２号ロ又は同条第３号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第17条の規定により開示しようとするとき。

3　実施機関は、前２項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも２週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（開示の実施）

第24条　保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行うものとする。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあっては、実施機関は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2　第14条第２項の規定は、保有個人情報の開示を受ける場合について準用する。

（開示請求等の特例）

第25条　実施機関があらかじめ定めた保有個人情報について、本人が開示請求をしようとするときは、第14条第１項の規定にかかわらず、口頭その他実施機関が定める方法により行うことができる。

2　実施機関は、前項の規定による開示請求があったときは、第19条第１項の規定にかかわらず、直ちに保有個人情報を開示しなければならない。この場合において、当該保有個人情報の開示は、前条第１項の規定にかかわらず、実施機関が定める方法により行うものとする。

（費用負担）

第26条　開示請求をして文書又は図画の写しその他の物品の供与を受ける者は、当該供与に要する費用を負担しなければならない。

第二節　訂正

（訂正請求権）

第27条　何人も、この条例の規定により開示を受けた自己の保有個人情報に事実の誤りがあると認めるときは、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。

２　未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。

３　訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

（訂正請求の手続）

第28条　訂正請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出しなければならない。

(1) 訂正請求をしようとする者の氏名及び住所又は居所

(2) 訂正請求に係る保有個人情報を特定するために必要な事項

(3) 訂正請求の内容

(4) 前３号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

２　訂正請求をしようとする者は、実施機関に対し、訂正を求める内容が事実に合致することを証明する書類等を提出し、又は提示しなければならない。

３　第14条第２項及び第３項の規定は、訂正請求について準用する。

（保有個人情報の訂正義務）

第29条　実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に係る保有個人情報に事実の誤りがあると認めるときは、当該保有個人情報を訂正しなければならない。ただし、訂正請求に係る保有個人情報について訂正の権限がないとき、その他訂正しないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

（訂正請求に対する措置）

第30条　実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

２　実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限）

第31条　前条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第28条第３項において準用する第14条第３項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

２　前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限の特例）

第32条　実施機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第１項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

（事案の移送）

第33条　実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報が第22条第３項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他他の実施機関において訂正決定等をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

２　前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該訂正請求についての訂正決定等をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

３　前項の場合において、移送を受けた実施機関が第30条第１項の決定（以下「訂正決定」という。）をしたときは、移送をした実施機関は、当該訂正決定に基づき訂正の実施をしなければならない。

（保有個人情報の提供先への通知）

第34条　実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第三節　利用停止

（利用停止請求権）

第35条　何人も、この条例の規定により開示を受けた自己の保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。

(1) 第６条の規定に違反して収集されたとき、又は第７条の規定に違反して利用されているとき　当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第７条又は第９条の規定に違反して提供されているとき　当該保有個人情報の提供の停止

(3) 第10条第３項の規定に違反して消去されていないとき　当該保有個人情報の消去

２　未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。

３　利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

（利用停止請求の手続）

第36条　利用停止請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出しなければならない。

(1) 利用停止請求をしようとする者の氏名及び住所又は居所

(2) 利用停止請求に係る保有個人情報を特定するために必要な事項

(3) 利用停止請求の趣旨及び理由

(4) 前３号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

２　第14条第２項及び第３項の規定は、利用停止請求について準用する。

（保有個人情報の利用停止義務）

第37条　実施機関は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報を取り扱う事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（利用停止請求に対する措置）

第38条　実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

２　実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（利用停止決定等の期限）

第39条　前条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第36条第２項において準用する第14条第３項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

２　前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（利用停止決定等の期限の特例）

第40条　実施機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第１項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 利用停止決定等をする期限

第四節　不服申立て

（審議会への諮問等）

第41条　開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、審議会に諮問しなければならない。

(1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。

(2) 裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第43条第２号において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る保有個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

(3) 裁決又は決定で、不服申立てに係る訂正決定等（訂正請求の全部を容認して訂正をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る訂正請求の全部を容認して訂正することとするとき。

(4) 裁決又は決定で、不服申立てに係る利用停止決定等（利用停止請求の全部を容認して利用停止をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る利用停止請求の全部を容認して利用停止をすることとするとき。

２　前項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問庁」という。）は、審議会から当該諮問に対して答申があったときは、これを尊重して、遅滞なく、当該不服申立てに対する裁決又は決定を行わなければならない。

（諮問をした旨の通知）

第42条　諮問庁は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 不服申立人及び参加人
(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）
(3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続）

第43条　第23条第３項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。
(1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決又は決定
(2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る保有個人情報を開示する旨の裁決又は決定（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第五節　他の制度等との調整

（他の制度等との調整）

第44条　法令等（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）その他実施機関が定める法令等を除く。以下この条において同じ。）の規定により、第24条第１項本文に規定する方法と同一の方法で自己の保有個人情報の開示を求めることができる場合における当該保有個人情報の開示については、当該法令等の定めるところによる。

２　法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは当該縦覧を第24条第１項本文の閲覧とみなして、謄本、抄本等の交付であるときは当該謄本、抄本等の交付を同項本文の写しの交付とみなして、それぞれ前項の規定を適用する。

３　法令等の規定により、自己の保有個人情報の訂正又は利用停止を求めることができる場合における当該保有個人情報の訂正又は利用停止については、当該法令等の定めるところによる。

４　法令等の規定により開示を受けた自己の保有個人情報について、当該法令等に訂正又は利用停止の手続の規定がない場合には、当該保有個人情報をこの条例の規定により開示を受けた保有個人情報とみなして、この条例による訂正請求又は利用停止請求をすることができる。

第四章　事業者に対する個人情報の保護施策等

（事業者の責務）

第45条　事業者（法人等及び事業を営む個人をいう。以下同じ。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、事業の実施に伴い個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を侵害することのないよう適正な取扱いに努めるとともに、個人情報の保護に関する県の施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者に対する個人情報の保護施策）

第46条　県は、事業者が個人情報の保護に関し適切な措置を講ずることができるよう、事業者に対する意識啓発その他必要な施策の実施に努めなければならない。

（出資法人等が取り扱う個人情報の保護）

第47条　県が出資又は継続的な財政的援助を行う法人で実施機関が定めるもの（以下「出資法人等」という。）は、この条例の趣旨にのっとり、その取り扱う個人情報の保護のため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

２　実施機関は、出資法人等が取り扱う個人情報の保護のため必要な措置を講ずるものとする。

第五章　栃木県個人情報保護審議会

（設置等）
第48条　この条例の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、審議会を置く。
２　審議会は、前項に規定するもののほか、個人情報保護制度に関する事項について、実施機関の諮問に応じて調査審議し、及び実施機関に意見を述べることができる。
３　審議会は、前２項に規定するもののほか、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の９第１項に規定する都道府県の審議会として、同条第２項の規定により、調査審議し、及び知事に建議することができる。
４　審議会は、委員５人以内で組織する。
５　委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。
６　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
７　委員は、再任されることができる。
８　委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
（調査権限）
第49条　審議会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審議会に対して提示された保有個人情報の開示を求めることができない。
２　諮問庁は、審議会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
３　審議会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報の内容を審議会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審議会に提出するよう求めることができる。
４　第１項及び前項に定めるもののほか、審議会は、諮問された事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問庁（以下「不服申立人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。
（意見の陳述等）
第50条　審議会は、不服申立人等から申出があったときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えることができる。
２　不服申立人等は、審議会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審議会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内に提出しなければならない。
（調査審議手続の非公開）
第51条　審議会の行う調査審議の手続は、審議会が公開することを相当と認めるときを除き、公開しない。
（規則への委任）
第52条　この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が規則で定める。

第六章　雑則

（適用除外）
第53条　この条例の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。
(1) 統計法（平成19年法律第53号）第２条第６項に規定する基幹統計調査及び同条第７項に規定する一般統計調査に係る調査票情報（同条第11項に規定する調査票情報をいう。次号において同じ。）に含まれる個人情報、同条第８項に規定する事業所母集団

データベースに含まれる個人情報並びに行政記録情報（同法第52条第１項に規定する行政記録情報をいう。）に含まれる個人情報

(2) 統計法第24条第１項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報

２　この条例の規定は、栃木県立図書館、栃木県立美術館、栃木県立文書館その他の施設において、県民の利用に供することを目的として管理されている個人情報については、適用しない。

３　第３章の規定は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律その他の法律の規定により同法第４章の規定が適用されない個人情報については、適用しない。

（苦情の処理）

第54条　実施機関は、当該実施機関が行う個人情報の取扱いに関する苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

（国等との協力）

第55条　県は、個人情報の保護を図るため必要があると認めるときは、国又は他の地方公共団体に協力を求め、及び国又は他の地方公共団体の協力の求めに応ずるものとする。

（運用状況の公表）

第56条　知事は、毎年、各実施機関におけるこの条例の運用状況について、公表しなければならない。

（委任）

第57条　この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

第七章　罰則

（罰則）

第58条　実施機関の職員若しくは職員であった者、第12条第２項の規定による受託事務に従事している者若しくは従事していた者又は指定管理者が行う県の公の施設の管理の事務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第２条第５項第１号に係る個人情報ファイル（指定管理者が県の公の施設の管理の事務に関して知り得た個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成した情報の集合物を含む。）又はその全部若しくは一部を複製し、若しくは加工したものを提供したときは、２年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第59条　前条に規定する者が、その事務に関して知り得た保有個人情報（指定管理者が行う県の公の施設の管理の事務に従事している者又は従事していた者が当該管理の事務に関して知り得た個人情報を含む。）を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、１年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第60条　実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、１年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第61条　第48条第８項の規定に違反して秘密を漏らした者は、１年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第62条　偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、５万円以下の過料に処する。

附　則

１　この条例は、平成13年10月１日から施行する。ただし、第６条第２項及び第３項第８号、第７条第７号並びに第９条（これらの規定中審議会の意見を聴くことに関する部分に限る。）、第39条並びに第43条の規定は、同年４月１日から施行する。

2　この条例の施行の際現に行われている個人情報取扱事務についての第５条第２項の規定の適用については、同項中「個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「現に行われている個人情報取扱事務については、この条例の施行の日以後、遅滞なく」とする。

附　則（平成14年栃木県条例第24号）抄

（施行期日）

1　この条例は、平成14年４月１日から施行する。

（栃木県個人情報保護条例の一部改正）

14　栃木県個人情報保護条例（平成13年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「、地方公営企業の管理者」を削る。

附　則（平成14年栃木県条例第40号）

（施行期日）

この条例は、平成14年８月５日から施行する。

附　則（平成16年栃木県条例第48号）抄

（施行期日）

1　この条例は、平成17年１月１日から施行する。

附　則（平成17年栃木県条例第18号）

（施行期日）

1　この条例は、平成17年10月１日から施行する。ただし、第２条第１項の改正規定及び第９条の改正規定（同条ただし書を改める部分に限る。）は、平成18年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この条例の施行の日から平成18年３月31日までの間においては、改正後の栃木県個人情報保護条例（附則第４項において「新条例」という。）第６条第３項第７号及び第７条第２項第７号中「国」とあるのは、「実施機関以外の県の機関、国」とする。

3　この条例の施行の際現に実施機関に対してされている改正前の栃木県個人情報保護条例（次項において「旧条例」という。）第32条の規定による是正の申出については、なお従前の例による。

4　この条例の施行前に旧条例の規定によりした処分、手続その他の行為は、新条例中これに相当する規定がある場合には、新条例の相当規定によってしたものとみなす。

5　この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附　則（平成19年栃木県条例第41号）抄

1　この条例は、平成19年10月１日から施行する。

附　則（平成20年栃木県条例第48号）抄

（施行期日）

1　この条例は、平成21年４月１日から施行する。

（栃木県個人情報保護条例の一部改正）

4　栃木県個人情報保護条例（平成13年栃木県条例第３号）の一部を次のように改正する。

第53条第１項各号を次のように改める。

一　統計法（平成19年法律第53号）第２条第６項に規定する基幹統計調査及び同条第７項に規定する一般統計調査に係る調査票情報（同条第１１項に規定する調査票情報をいう。次号において同じ。）に含まれる個人情報、同条第８項に規定する事業所母集団データベースに含まれる個人情報並びに行政記録情報（同法第５２条第１項に規定する行政記録情報をいう。）に含まれる個人情報

二　統計法第２４条第１項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査に係る調査

票情報に含まれる個人情報

（栃木県個人情報保護条例の一部改正に伴う経過措置）

５　前項の規定による改正後の栃木県個人情報保護条例第５３条第１項の規定は、法附則第９条第３項ただし書に規定する情報については、適用しない。